

# ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター  
第 103 号 2025 年 2 月

## HEADLINE

本号では 9 月 14 日(土)にオンライン形式にて開催された法整備支援シンポジウム「法的外交」の展開と法整備支援の意義・可能性・課題」を取り上げました。

法務省法務総合研究所、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター及び当財団による共催の元、慶應義塾大学大学院法務研究科が主催したものです。

(目次)

I 開会挨拶／趣旨説明	2
「法的外交」の展開と法整備支援の意義・可能性・課題	2
松尾 弘 (慶應義塾大学大学院法務研究科教授)	
II プレゼンテーション	7
(1) 「司法外交」の形成と展開	7
松本 剛 (法務省大臣官房国際課長)	
(2) 法的側面から見た外交 ウクライナによる法的責任追及に向けた取組	19
川西 一 (外務省欧州局中・東欧課検事兼課長補佐)	
(3) 国際的な人権保護と政府・NGO の役割	
ー 「ビジネスと人権」に焦点を当ててー	27
松本 梨佳 (認定 NPO 法人 ACE ソーシャルビジネス推進事業担当)	
III コメント	35
小畑 郁 (名古屋大学大学院法学研究科教授)	
IV ディスカッション	38

## V 閉会挨拶 . . . . . 49

野瀬 憲範（法務省法務総合研究所国際協力部副部長）

【資料】（リンクをクリックすると資料を閲覧できます）

- ・『「法的外交」の展開と法整備支援の意義・可能性・課題」趣旨説明（松尾弘教授）
- ・『「司法外交」の形成と展開」（松本剛氏）
- ・「法的側面から見た外交 ウクライナによる法的責任追及に向けた取組」（川西一氏）
- ・「国際的な人権保護と政府・NGOの役割ー「ビジネスと人権」に焦点を当ててー」（スライド5、13を除く）（松本梨佳氏）

（司会） 本日は、2024年法整備支援シンポジウム『「法的外交」の展開と法整備支援の意義・可能性・課題』にご参加いただきありがとうございます。プログラムの司会を担当いたします。慶應義塾大学大学院法務研究科・グローバル法研究所・研究員の深沢瞳と申します。

それでは最初に、本日のシンポジウムの趣旨説明を、慶應義塾大学大学院法務研究科教授、松尾弘先生からいただきます。

### I 開会挨拶／趣旨説明

「法的外交」の展開と法整備支援の意義・可能性・課題

松尾 弘（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）

#### 1. 2024年法整備支援シンポジウムのテーマ

みなさま、こんにちは。慶應義塾大学の松尾弘です。

本日は、法務省法務総合研究所、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター、公益財団法人国際民商事法センター、および慶應義塾大学大学院法務研究科が共催する、法整備支援シンポジウムにご参加いただき、誠にありがとうございます。

本シンポジウムは、2024年法整備支援連携企画として、5月に法務総合研究所国際協力部で開催された法整備支援へのいざないシンポジウム、8月に名古屋大学法政国際教育協力研究センターで行われたサマースクールに続く、今年度最後の企画となります。この企

画は、2009年に、現在、国際司法裁判所（ICC）の所長をなさっておられる赤根智子所長が、当時法務総合研究所国際協力部長でおられた時に第1回が行われましたので、今年で16年目を迎えました。

今年は、『法的外交』の展開と法整備支援の意義・可能性・課題」と題し、「法的外交」という観点から、法整備支援の意義・可能性、方法および課題を深掘りすることを試みたいと思います。

## 2. テーマ設定の理由

現在、世界では、ウクライナ、パレスティナ等における国際紛争、ミャンマー等における国内紛争に伴い、連日のように生命・身体、財産に対する権利侵害が発生しています。また、ビジネスの世界や日常生活においても、児童労働、格差、少数者差別等を通じた人権の侵害が生じています。これらの現象に対し、少なからぬ人々がやり切れない思い、ストレス、そして、不条理を感じているのではないのでしょうか。これは、けっして放置しておいてよい問題ではありません。これが、今回、このテーマを設定した理由の1つです。

もともと、国内における人権侵害と国外における人権侵害に対する一般市民の態度は、必ずしも同じではなく、むしろ少なからぬ相違があります。

例えば、A国に居住する国民Xが、隣地を所有するYと境界をめぐって争っていたとします。ある日XがYの土地に侵入して、Yの建物に放火し、破壊した場合、YはXに対し、損害賠償請求や刑事責任の追及をすることが考えられますし、A国の国民やマスコミはXを非難するでしょう。

また、A国の国民Pが貧困に陥っており、Pの子を放置して栄養失調で死なせた場合、Pは情状酌量の余地はあっても、遺棄罪等の法的責任を問われるでしょうし、A国のマスコミや国民は、政府の社会福祉政策を批判することも考えられます。

ところが、A国と国境をめぐって争っているB国に居住するZの土地に、Xが侵入し、Zの建物に放火し、破壊したとします。この場合、ZやB国の国民はXを非難し、責任追及するためにA国にXの引渡しを求めるでしょうが、A国やA国の国民は、それに応じないばかりか、Xを英雄扱いすることもあるでしょう。

また、B国のQが貧困に陥り、Qの子を放置して栄養失調で死なせた場合、B国やその国民はQの責任を問うかも知れませんが、A国のマスコミや国民は、なんらの関心すら示さないことも考えられます。

これらの例は、井上達夫先生の『世界正義論』（筑摩書房、2012）15-19頁の記載を参考にしてアレンジしたのですが、注目すべきは、まったく同じ現象がA国とその隣のB国

で起こっていても、A 国やその国民の反応は、A 国（国内）で起こっている場合と、お隣の B 国（国外）で起こっている場合とで、相当に異なるということです。

実は、この問題においては、A 国と B 国の距離的な近さ遠さは決定的な問題ではなく、両国が隣国同士でなくとも、本質的には同じ問題が問われているとも考えられます。

### 3. 法整備支援の根拠としての国境を超える正義（世界正義）

このような A 国民の反応の相違が生じる理由は、どこにあるのでしょうか。主として、2つの理由が考えられます。1つは、①国内問題に比べて、国外問題は、自らの利害・問題との関係性が遠いために、関心が低くなることが考えられます。また、もう1つは、②国外の問題に対しては、有効で実効的な法的手段をとることができないのではないかと、法制度に対する期待の薄さや信頼の低さがあるとも考えられます。

しかし、その一方で、私たちの心の中には、国外の問題に対しても、多かれ少なかれ、不安・不満が残っているのも、否定しようのない事実です。それはなぜでしょうか。ここで、私たちは、なぜ、何を、どのようにすべきかを考えることを、避けて通ることができません。実は、この問いは、法整備支援という国際協力の根本にある問題でありながら、必ずしも十分に詰めて考えられていない問題です。『法制度整備支援の基本方針（改訂版）』（2013年）においても、同様です。

もっとも、近年、日本政府は、「人権尊重の理念の実現」・「法の支配の貫徹」を日本の「ソフトパワーの中心」に位置づけた「人権・司法外交」の積極的展開を提言しています。そして、法整備支援は、そうした「人権・司法外交」といった、法的外交あるいは外交の法的側面の一環として、改めて位置づけることが可能です。

そこで、こうした「法的外交」の観点から、法整備支援の意義・可能性・方法・課題を深掘りする必要があるように思われます。その際には、そもそも、法整備支援もその一形態であるところの、国際協力の根本問題として、不利な条件にある他国を援助する義務（援助義務）の理由と内容、その1つの解答としての、国境を超える正義の存在（グローバルな正義）の実体を明らかにしなければなりません。さらに、その前提問題として、①そもそもわれわれと世界とが、どの程度緊密に繋がっているのか、それをどう認識すべきか、そして、②国外問題に対して法は無力なのか、あるいは何らかの力があるのかを十分に理解する必要があります。本日の報告者のプレゼンテーションにおいては、これらの点にも注目していただければと思います。

#### 4. 世界正義の実現と法的外交の必要性

プレゼンテーションに先立ち、この趣旨説明では、今日のキーワードである「法的外交」(legal diplomacy)の意義について、簡単に確認しておきたいと思います。

法的外交は、「人権」・「民主主義」・「法の支配」・「良い統治」といった基本的価値を生み出してきた、政府やNGOや人々の活動です。今やわれわれがよく知っているこれらの価値は、所与のものでも、自生的に世界に普及してきたものでもなく、「法的企業家」(legal entrepreneurs)が、その国際戦略に基づいて、様々な「政治プロセス」(political process)を通じて創出してきた産出物であるということが出来ます。

例えば、ここにいう「人権」という概念は、各国の憲法で規定されている人権とは必ずしも同一ではなく、ある点でそれより狭く、ある点でそれより広いものですが、典型的には、奴隷状態や隷属からの解放、良心の自由、大量殺戮やジェノサイドからの安全保障など、特別な種類の、緊急の保護を必要とする差し迫った権利を意味しています。その本質的な意義は、①自衛戦争（場合によっては集団的安全保障も含みえますが）を正当化する理由となりうること、②外国が他国に介入する権利を正当化する理由となりうることです。

例えば、J・ロールズは、「人権がもつ政治的（道徳的）な力は、あらゆる社会にあまねく到達し、…あらゆる国の民衆と社会を拘束する…。人権を侵害する無法国家は厳しく糾弾され、…強制的制裁を受けたり、…介入を受ける可能性すらある」（J・ロールズ／中山竜一訳『万民の法』〔岩波書店、2006〕116頁）と述べています。

#### 5. 法的外交の主体

では、このように「人権」・「民主主義」・「法の支配」・「良い統治」といった基本的価値を生み出してきた「法的外交」の主体は誰でしょうか。

1つは、いうまでもなく、いわゆる先進国を中心とする国家の政府です。しかし、そうした特定の国家による法的外交の産出物は、その内容に偏りが生じたり、そうした国とは異なる国の歴史や宗教に基礎づけられた政治文化を十分に取り込んだ価値規範の形成ができない可能性もあります。

そこで、もう1つは、それらとは別の主体として、いわゆる先進国とは異なる国の政府があります。さらに、より広く、より多様な立場から、NGOや、一般民衆も、法的企業家として、法的外交にコミットする必要があります。ここでも、ロールズは、「一般民衆についても、…市民たちは自分たちのことをあたかも行政官や立法者であるかのように考え、いかなる考慮に基づいて、どんな外交政策を推し進めるのが最も道理に適っているかと自らに問いかける」べきもの（同上78頁）と述べています。

つまり、私たち誰もが、それぞれの立場で、「法的外交」の活動に関わることができるし、関わるべきものであると考えられます。

本日は、そのための議論の題材として、日本政府による法的外交の展開について、法務省を中心とする「司法外交」(judicial affairs diplomacy) について松本剛さんから、外務省を中心とする外交の法的側面について川西一さんから、それぞれプレゼンをしていただきます。さらに、政府と NGO の双方の観点から、特に NGO の役割に着目して、松本梨佳さんから、問題提起をしていただきます。それぞれのプレゼンでは、特にお三方の個人的なプロフィールのご紹介もお願いしているところです。それは、今日の報告者の方々は、それぞれの政府組織および NGO の構成員としても、そして、個人としても、実質的な意味での法的外交、そして、その具体化としての法整備支援にコミットしてこられたからです。

## 6. 法的外交の根拠としての援助義務と法整備支援

最後に、政府にせよ、企業にせよ、NGO にせよ、個人にせよ、法的外交活動の根拠として、他国やその国民を援助する義務の理由および内容を明らかにする必要があります。

ここで再び、先に挙げた例に戻りたいと思います。A 国の国民 X による、A 国の国民 Y に対する権利侵害と、B 国の国民 Z に対する権利侵害に対し、なぜ A 国において取扱いが異なるのか、また、A 国の国民 P による子どもの遺棄と、B 国の国民 Q による子どもの遺棄とで、なぜ A 国において反応が異なるのか、異なるとよいのか、その理由を改めて検討する必要があるからです。

もしわれわれが A 国にいて、X による A 国民 Y に対する権利侵害と B 国民 Z に対する権利侵害を知り、また、A 国民 P による子どもの遺棄と B 国民 Q による子どもの遺棄を知った場合、A 国内で起こっていることについては X や P を非難し、A 国政府に対応を求める一方で、B 国で起こっている、実質的に同じことに対しては傍観するというのは、むしろ、一般的にみられる現象かも知れません。

この問題については、(a) 国内における正義・分配原理と国外における正義・分配の原理とは、全く別なのだから、A 国やその国民には、B 国やその国民 Z や Q に関わる権利も義務もないという見解が、従来の伝統的な考え方かも知れません。これに対し、(b) 現実問題はさておき、本質的・原理的にはこれらは同一の問題であるから、A 国やその国民は、B 国やその国民 Z や Q のような貧困者を援助する何らかの義務があるという見解もあります。特に、グローバルな分配原理を提唱する見解の中には、このような方向の議論もあります。しかしまた、(c) 両者は同一の問題ではないが、全く別の問題でもないという、いわば第 3 の立場もありえます。例えば、援助義務に基づく法的外交を通じて、各国において人権を

保護しうる基本的な法制度を構築することによる「万民の法」(the Law of Peoples)をもつ社会を構想するルールズは、「万民の法の社会においては、全ての社会が正義に適ったりべラるな——ないしは良識ある——基本的制度を獲得するまで、援助義務の仕事が続くのである」(ルールズ／中山訳・前掲 173 頁)と述べています。これは、法整備支援の基本指針になりうる提言であるということもできるように思われます。つまり、相手国が自らの伝統的な政治文化に立脚しつつ、自らの手で人権の保護・実現ができるような「基本的制度」を構築することを目指すものとしての法整備支援です。

本日は、そうした法整備支援の基礎を深めるために、法的外交に関する3つのプレゼンテーションの後に、それらに対する国際法の権威でおられる小畑郁先生からのコメントを踏まえて、ディスカッションをしたいと思います。休憩時間を含めて、ご参加のみなさまから、チャットボックスも用いて、ご質問やコメントをいただき、全員参加で議論を深め、法的外交の面から、法整備支援のあり方について語る事ができればと思います。

私からの趣旨説明は以上です。ご清聴、ありがとうございました。

(司会) 松尾先生、ありがとうございました。

## II プレゼンテーション

(司会) これより、個別報告に入りたいと思います。本日は、司法外交、NGOによる法的外交の展開をテーマに、3つの個別報告があります。それでは、最初に、『司法外交』の形成と展開」と題しまして、法務省大臣官房国際課長、松本剛様よりご報告いただきます。

### (1)「司法外交」の形成と展開

松本 剛 (法務省大臣官房国際課長)

今ご紹介いただきました、法務省大臣官房国際課長をしております松本剛と申します。今回、シンポジウムにお声掛けいただきまして、本当にありがとうございます。

私のいただいたテーマは『司法外交』の形成と展開」ということで、現在法務省が進めております「司法外交」の関係について、どういう経緯で形成されてきたのか、その内容は何なのか、こういったことについてお話しさせていただければと思っております。最初の松尾先生からの深淵なる問いにとうてい答えられるようなものではないと思っておりますが、お話にもありましたとおり、皆様にお考えいただく題材としてお使いいただければ幸いです。

## 経歴

冒頭、「私の経歴を」というリクエストがありましたので、このようにまとめさせていただきました（スライド2）。こちらにありますとおり、私は2000年に検事に任官した公務員・検事です。最初のほうは普通に地方検察庁で検察官・検事として仕事をしていたのですが、その後、グッと私のキャリアが方向性を変えることになりまして、2007年以降は行政の仕事をしたり、あるいは国際協力の仕事に携わったりという期間が多くなってきました。ですので、24～5年のキャリアのうち、だいたい3分の1ぐらいずつが、現場の検察官としての仕事、法務省での行政の仕事、国際協力の仕事という風に分かれております。中でも、2012年に法総研国際協力部の教官になって、JICAの長期派遣専門家としてベトナムに赴任して、そちらで2年半過ごしたということ、それから、2017年に、今度は同じく法総研の国際連合研修協力部という所に所属して、要するに、UNAFEI（国連アジア極東犯罪防止研修所）の教官を9か月経たのち、2018年にUNODC（国連薬物犯罪事務所）という国際機関に派遣をされて、そちらで2年3か月過ごした。こういった時期が、私が直接的に他国の法制度整備を支援するという活動に携わった期間となります。ですので、私は国際系の仕事はそれなりに長くしておりますけれども、いわゆる外交的な活動、つまり、在外公館で外交官として働き、日本政府のエージェントとして何かをするというキャリアはなくて、それよりは、どちらかという、技術協力の専門家として仕事をしてきた人間だと。こういうバックグラウンドがあるということは冒頭申し上げておきたいと思います。

### 1 司法外交とは（Justice Affairs Diplomacy）

#### 意義：

本日いただいたお題、「司法外交」でございますが、司法外交について最初に申し上げたいのが、特定の定義・言葉が先にありき、概念が先にありきで使っているものではないということです。もともと法務省がやってきた対外的な活動があるのですが、その中でも、アジア諸国等の途上国に対する法制度整備支援、これを中核とした一連の諸活動、その重要性に注目をし、さらにそれを推進しようということで名前を付けた、こういう過程をたどっております。先に司法外交という概念があって、そこから内容が膨らんできたのではなくて、中身が先にあって、それに名前を与えた、こういう順番だということです。この司法外交、今ではだいぶ定着してきた概念ですけれども、そういった経緯もあって、唱え始めた最初のほうは、法務省の省内でも「司法外交ってなんだ？」というような反応を受けることがかなりありました。それが、この数年間でずいぶん浸透してきたという状況

です。

現在、我々は司法外交というのをどういう風に使っているかということ、ここ（スライド4）に書いてある「意義」の1つ目のとおり、『法の支配』や『基本的人権の尊重』といった価値を我が国から世界に発信し、浸透させる取組」と、こう定義をして使っております。国会の答弁等でもこのように説明をしています。これはある意味、司法外交の名の下で行っている諸活動の客観的な性質・側面に着目した定義ともいえるかと思えます。

これに対して、活動の背景というか意味合いというか、むしろ我々の側の主観的な側面に注目すると、その下のようにも言い換えることができるわけですね。つまり、「世界一安全、安心な国日本を支えてきた日本型司法制度の強みを我が国の重要なソフトパワーとして位置付け、法務・司法分野における国内外の施策を総合的・戦略的に推進する」、そういう取組である、このように説明することもできますし、実際にこういう説明をしていることもあります。ただ、現在、一般的には、最初のほうの定義を使って説明していることが多いです

#### 狙い：

では、そもそも、この司法外交は何のためにやっているのかということですが、当然、国の中央省庁の一つである法務省が、何の狙いもなく、単に面白そうだという理由だけでやっているわけではありません。国の税金を使うわけですから、特定の政策を進めるためには理論的な根拠あるいは正当化事由が必要で、それがこういった狙いに表れるわけですが、概ねこのスライドにあるようなものという風にいわれていると我々としては認識しています。

1つ目が、SDGsの達成に貢献する活動であるということです。ここにいらっしゃる皆さんにはSDGsが何かを説明する必要はないと思いますけれども、このGoal 16、「平和と公正を全ての人に」というゴール、ここで、例えば「全ての人々に司法へのアクセスを提供する」とか、Target 16.3などでは、「国家および国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する」、こういうような狙い・ゴール・ターゲットが定められておまして、まさにそこを目指していく活動、先ほどの定義からもわかるとは思いますが、まさにSDGsの達成に貢献する、司法外交というのはそういう活動なのだということが一ついえると思います。

また、2つ目として、国内外の経済成長を支える司法インフラの整備にも資するであろうということもいえます。言うまでもなく、我が国は貿易立国でありまして、他国とのトランザクションを経て経済的あるいは文化的な豊かさというのを蓄積してきた。今後もそ

れに頼って発展していく国であります。地政学的にもそういう国なわけですが、各国の経済成長を支えるインフラというのが、我が国の中だけにあっても、相手との取引によって成長していこうというときには足りないわけです。当然、取引相手になる国の中でもちゃんとしたインフラが整い、あちらもちゃんと成長していってくれないと、我が国の経済成長を支える基盤にはなり得ません。そういういうこともあって、先方の国を支援して、きちんとした司法インフラを整備し、かつ、先方の国が成長してくれる、そのことによって我が国も共に成長することができる、こういうまさにギブ・アンド・テイク、こういう関係が成り立つ。ですので、司法外交の活動というのは非常に重要なのだということを申し上げております。

3 つ目としては、我が国の国際的なプレゼンスの向上、これは説明する必要もないかと思えますけれども、今まで、どうしても我が国というのは、割と控えめに、トラブルをできるだけ起こさないで、あまり主張しないで、「俺が俺が」といかないで、というようなスタンスでやってきたところがなきにしもあらずとは思いますが、これからの時代、そういうわけにもいかない。我が国は、ある程度プレゼンスが下がりつつあるとはいえ、まだ世界に冠たる経済大国であって、それにふさわしいだけの責任もやはり果たさなければいけない、貢献もしなければいけない。それで、こういうような司法外交の取組を進めることによって、我が国の国際的な存在感が確実に向上していく。これは、我が国にとっても究極的にはプラスになる。こういうような狙い・根拠の下で動いているということです。

#### **政策的位置付け：**

続きまして、「政策的位置付け」と書きました。司法外交というのは、最初は法務省だけが言い始めた取組なのでありますが、今現在どうなっているかといいますと、しっかりと政府の中に根付きまして、例えば、今年（2024年）の経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる「骨太の方針」）の中にも「司法外交を推進する」ということが書き込まれております。

また、自民党の政調にある司法制度調査会という組織がありますが、こちらからの提言でも、「司法外交はしっかりと進めていくべし」ということで、要は、政府、与党、このいずれからも「非常に重要な政策なので、どんどん推進するように」という太鼓判を貰っている。そういう位置付けの活動になります。

#### **実際の活動：**

では、「司法外交」、「法の支配とか基本的人権の尊重というものを推進する」という抽象

的な話ではなくて、実際に何をやっているのかということですが、これはいろんな種類の活動をしています。また、いろんな手法を組み合わせているので、一言でまとめるのはなかなか難しいのですが、一応こういう分類もできるということでもまとめたのがこちら（スライド7）の表になります。

まず、大規模な国際会議を開催し、その成果を展開していくという手法になります。これは、国際会議を開いて、大きな国際会議になれば各国の閣僚級が出てきます。それで、閣僚級の合意文書、政治宣言とかを作ると、それは各国のポリティカル・コミットメントということで、各国の政治レベルのアジェンダになったということが明らかになるわけですね。いったんハイレベルで政治的なアジェンダ化をしたら、あとはそれを実行に移していくだけになります。ということで、会議を開催し、そこで何か成果を取りまとめ、それを着実に推進していくというやり方は、世界各国のいろんな取組を進めるための非常に大きな原動力になることが多いのですが、こういったことを法務・司法の分野でもやっているわけです。典型的なのが、2021年に行われた京都 कांग्रेस。これは刑事司法分野における国連最大の会議です。あるいは、昨年（2023年）夏に行った司法外交閣僚フォーラム。これも後にお話ししますが、日本とASEANの法務大臣の会合であるとか、G7の法務大臣の会合であるとか、あるいは、G7の各国とASEAN各国の法務大臣を一堂に会した会合であるとか、こういったものを行った会議です。こういった大きな会議をし、そこで取り決めたことを成果展開として進めていく。こうやって社会・世界における取組を前に進めていく。こういう活動をしています。

2つ目に、パートナー国との二国間関係の強化です。国際会議になると多数の国が集まるマルチの会議になるのですが、これはバイの関係ですね。当然、今までも、いろんな国とMOC（協力覚書）の締結等を通じて関係強化に努めてきましたけれども、今後は、ただ文書を取り交わすだけではなくて、実際に定期的に高級実務者レベルで対話を行っていくということで、我々は「戦略的司法対話」と呼んでいます。こういった重点対応国との間で対話を行う活動を行っています。

3点目は、法制度整備支援の戦略的実施。先ほど、「司法外交の概念が始まった中核的な活動が法制度整備支援だ」と申しあげましたけれども、その位置付けは現在でも変わっていません。司法外交の推進の最重要課題、ある意味で最も重要な活動というのが、今法総研で行っている法制度整備支援という位置付けになっております。これを戦略的に引き続き実施していくというのが一つのアジェンダ、活動内容です。

4点目は、国際ルール形成主導に向けた国際機関等との連携強化ということで、これも非常に重要なものと考えています。国際的なルール、条約が典型的なものですが、

条約に限らず、モデル戦略とか、いろんな形での国際ルールというものが存在します。これがどうやって作られていくかという、基本的には、国際機関が事務局を務める外交交渉の場で作られていくのです。それはもちろん、日本政府代表としての外交官たちに頑張ってもらおうようなところも多数あるのですけれども、それだけではなくて、そもそも、事務局を務める国際機関に、例えば我々法務省の職員を派遣して、そこで関連するプロジェクトを実施させる等して、要するに、国際機関の内部と密にコミュニケーションをとることによって、我が国の考える望ましいルールの形成に多少なりとも影響を及ぼすことができるのではないか。こういうような発想に基づいて、国際機関との連携強化を進めているところです。先ほど、「私も UNODC に派遣されて」という話を申し上げましたけれども、そういったことの一環だったという風に認識しておりますし、今も、そして今後も、国際機関への人の派遣、これによる国際ルール形成の主導に向けた強化、そういったものを進めていきたいと考えています。

5番目は、人材育成。これは日本側の人材育成の話でして、今申し上げたようないろんな活動をするにしても、人がいないと始まらない。結局のところ、こういった仕事というのは人間がするものですし、英語の力のみならず、国際機関の動き、国際機関というのはそもそもどういう原理原則で動いているのかとか、パートナー国と二国間関係を強化するといっても、相手国のことを全く知らないのでは始まらないとか、いろんな特殊な素養や経験を持った人材がどうしても必要な部分が出てきますので、こういった素養のある人たちを鍛え、国際法務人材として育て上げる。これは非常に重要な活動なので、こういったこともしています。

最後に、「国際仲裁の活性化」と書きました。国際仲裁というのは裁判外解決手続の一つで、国際取引に関する紛争解決手続ですけれども、その推進は民事司法の分野における法の支配を体現する取組として非常に重視しているところです。

## 2 形成過程

次に、この司法外交の概念がどういう風に形成されてきたのかについてお話ししたいと思います。

先ほど、コンgressの話をしました。このコンgressを招致しようといった決定が2015年になされるわけですが、これがやはり一番大きなきっかけになったというのは否めないのかなと思っております。それで、この「2015年」というところでピンと来る方もいらっしゃるかもしれませんが、これはSDGsが決まった年なのですね。ちょうどこの頃、前のMDGsに替えてSDGsが策定されるという時で、いろいろと盛り上がっていたわけです。

「SDGs を 2030 年までに達成しなければいけない」と。そこでうたわれていた理念の一つが、「誰ひとり取り残さない社会を作る (No one left behind)」ということであり、そういった目的を達成するために国際社会が盛り上がっていた。刑事司法の分野でも、それを象徴するような会議、京都コンGRESSというの是非常に大きな会議ですので、それを体現するようなムード・盛り上がりがあって、それを我が国がホストするということが決まった以上、我が国としても SDGs の達成に向けて本腰を上げて取り組むべきだと、こういうことになってきたわけです。そういう問題意識が背景にあって、かつ、よくよく我々の足下を見てみると、30 年近くにわたって法制度整備支援という活動をずっと地道に続けてきた。こういうような、実は世界に誇れるような活動を我々はしてきたのではないかとという気づき等もあり、こういうものが原動力となって、司法外交の活動を進めていかなければいけないのではないかとという機運が盛り上がってきた、という形になると思います。

また、現在外務大臣を務めておられる上川陽子さんの存在というのも大きかったというのは客観的な事実としていえると思います。上川先生は、これまで 3 度にわたって法務大臣を務められて、非常に法務省との縁が深い政治家の先生なわけですがけれども、この上川さんが 2014 年の 10 月から 2015 年の 10 月まで、2017 年の 8 月から 2018 年の 10 月まで、それから、2020 年の 9 月から 2021 年の 10 月までという 3 回にわたって法務大臣を務めて、その間に、上川先生自身がこういった司法外交の考え方を非常に重視していたということもあって、省内のモチベーションがどんどん高まっていった。これによって、どんどん司法外交を進めようではないかという機運が高まってきた。こういうようなところは否定できない事実としていえるのではないかと考えております。

この「形成過程」(スライド 8) に書いたのは、いろいろあったこれまでの経緯ですね。2015 年の京都コンGRESSの招致決定、厳密に言うと、コンGRESSの日本招致の決定ですね。京都が開催地になったのはその後なのでありますが、2015 年にそういう意思決定がされて、2016 年の政府方針というのは「骨太の方針」です。「骨太」には、「司法外交」の内実、つまり、「日本型司法制度の強みを重要なソフトパワーとする」とか『法の支配』や『基本的人権の尊重』といった普遍的価値を世界に普及させるための様々な取組を推進する」といった表現で、司法外交の意味する具体的な活動が初めて盛り込まれました。

その 2 年後、2018 年 4 月には、法務省大臣官房国際課という新しい組織が、この司法外交の取組を推進する司令塔として新設されました。

そして、同じ年の「骨太」には、とうとう「司法外交」という文言そのものが盛り込まれました。内容としては 2016 年のものとそれほど変わらないのですが、明確にカギカッコ付きで「司法外交」という単語が入った。これは非常に大きな、エポックメイキングな出

来事であります。

2021年3月には京都 कांग्रेस、そして、昨年（2023年）には司法外交閣僚フォーラムと、こういう大規模会議を立て続けに開催した。こういう経緯で、冒頭申し上げたとおり、司法外交というのは、現在、日本政府の重要な政策としてしっかり定着をしたということになります。

### 背景：

今申し上げた形成過程の背景にある事情として付言したいのが、まず、世界情勢が変わってきたのだということです。ここ（スライド9）に書いてあるとおり、力による現状変更の試みがどんどん各地で行われてきたり、あるいは、新興国の台頭が目立ち始めました。これまではG7等の大国が非常に大きな存在感を持って世界のルールを決めてきたというようなところがあったと思いますが、それが通用しない。新興国がどんどん台頭してきて、中でもアジア太平洋地域の存在感というのがものすごく大きくなってきて。ということで、今までは、あえて言わなくても、ある程度一定のオーダー・秩序というのが保たれてきたところが、非常に不安定化してきたということになるわけです。したがって、かつてないほど、「法の支配」であるとか「Rule-Based International Order」とか、そういったことが明示的に国際社会における重要アジェンダになってきた。こういう世界情勢の変化というのが大きく背景にあると思います。そういう世界になってきたからこそ、どんどん台頭してくる新興国と、我々が大事にしてきた価値観というものを共有した上で連携を強めていく必要性であるとか、あるいは、これまで世界秩序をリードしてきたG7等の連携をさらに確認して強化していく必要性、こういったものもどんどん高まってきた。こういうバックグラウンドがあるということ間違いなくいえると思います。

こういう情勢の変化を、政治の側から敏感に捉えている。先ほど上川先生の名前を出しましたけれども、上川さんだけではないですね。ほかのいろんな政治家の方々から、法務省の役割、日本の中でJusticeというものをつかさどっている省庁に対する期待、こういったものがバンバン寄せられるようになってきたということがあります。

そして、最後に忘れてならないのが、実は、我々は法務・司法分野においてもものすごく貴重なアセットを持っていたという事実であります。「世界一安全、安心な国」という標語がありますけれども、我が国の治安のよさ、本当に安心、安全に暮らせるという、市民の体感治安はともかく、客観的に見れば、いまだに非常に安全な国であるのは間違いありません。こういったものの根底には、やはり、我が国の司法制度、日本型の法制度というのが理由の一つとしてはあるのではないかと。こういう自己認識を新たにしたいということ。

それから、「法遵守の文化」。これはいろんな定義がありますがけれども、我々としては「国民が法やその執行が公平・公正であるという風に信頼をし、それゆえこれらを尊重する文化」などと定義付けています。外国の方から見ると、「なぜ日本人はこんなにルールを守るのだ。どうしてそんなに悪いことをしないのだ。なぜ日本の裁判官は汚職をしないのだ」と驚かれるというのは有名な話ですけれども、まさにこれは我々日本人が誇ってよい法遵守の文化というのを実は持っているのではないか。これをちゃんと世界に発信していけばよいのではないか。こういうような考えがある。

それから、先ほど来申し上げている、UNAFEI とか ICD によるこれまでの国際協力の積み重ねの歴史ですね。こういったものがあって、実はこれというのは、我々が世界に誇るべき資産・アセットである。こういったものをちゃんと前面に打ち出しながら司法外交というものを進めていくことが十分可能ではないか。

こういう認識があって、司法外交を展開する環境が整った。世界情勢の変化、政治からの期待、アセットの存在、こういったものによって推進する舞台が整った。このような認識です。

### 3 特徴と内容・成果

では、具体的にどんな特徴・内容があるのかというところですがけれども、簡単に言うと、この（スライド 11 の）4つ、これは私がざっと考えただけの分類ですがけれども、4つぐらいになるのではないかと思います。

1つ目は、多分野×多層的なアプローチです。「多分野」ということは、要するに、刑事司法だけではない、民事司法だけではないということですね。法務省が所掌する事務全般について、いろんな分野において。かつ、「多層的」というのは「上から下まで」という意味です。大臣レベルから実務レベルまで、いろんなレベルでのアプローチ。こういうマトリックスが出来ているという、そういう特徴があるといえると思います。

2つ目は、これは似ているのですがけれども、抽象的に「協力しましょう。よろしく願います」といって、政治家同士、大臣同士が握手するだけでは終わらないということですね。もちろん、そういったポリティカルなコミットメントをとるとするのは非常に重要なのですが、それを具体的な活動に落とし込まないと、実際に社会は変わりません。何も動きません。それを我々は、法総研という、技術協力の実施部隊として強力な実働部隊がありますので、ハイレベルの働きかけをするのみならず、具体的な協力活動に落とすということが出来る。これを一つの法務省という省の中で完結してできるという、非常な強みがあるということがいえると思います。

3 つ目は、国際的パートナーとの協働を重視しているということでもあります。これは、「自分たちだけよければよい」という意味でのひとりよがりというのもありますけれども、自分たち一人だけでやることには限界があるので、やはり、ASEAN とか G7 とか国際機関等の国際的なパートナーと歩調を合わせて、一緒に協力していく。こういったことを非常に重視しているというのも一つあると思います。

4 つ目は、人材育成。先ほど来言っているとおり、司法外交を支える人材、我々の側の人材がいないと、いくら立派な理念を唱えても、ただの絵に描いた餅になってしまうので、そういったところを重視してやっている。こういう特徴があるといえると思います。

### **法務大臣への表敬訪問等**

ここから先は、成果というか宣伝的なものなので、時間的な関係もあるので、かなり端折りながらいきたいと思います。

例えば、法務大臣への表敬訪問等は非常に重要な機会です。国際機関のトップ、あるいは各国の大臣、あるいは大使、こういった人たちが日本の法務省を訪ねてきて表敬訪問をしてくれるときに、ちゃんと打ち込みたい内容を先方に伝える。そして、向こうからも伝えられる。こういった感じで、まずトップ同士の関係を築き、トップ同士の政治的なコミットメントを取り付けるという、非常に重要な活動です。

### **政務三役による海外出張**

それから、海外出張。逆パターンですね。日本の政務三役が海外に出て行って同じような活動をする。ここ（スライド 13）に写真があるのは、今年（2024 年）の 5 月にベネチアで行われた G7 の司法大臣会合で、大臣は行けなくて門山副大臣が出席したのですけれども、こういった場で我が国の立場をちゃんと伝えるというのも重要です。

次の写真（スライド 14）は、今年の 8 月に小泉法務大臣がウクライナへ、日本の法務大臣として戦地に赴いた初の大臣となりましたけれども、ウクライナに訪問をし、左の写真に写っているのは検事総長です。右の写真はウクライナの司法大臣との会談の写真ですが、こういったところで対ウクライナの協力について協議をしてきたということになります。

### **大規模国際会議の開催とその成果展開**

また、大規模国際会議、先ほど来言っていますけれども、京都コンGRESSとか司法外交閣僚フォーラムのようなものをいろいろ開催しました。こういったものは、中身についてはいろいろあるので、後ほど資料で見いただければと思いますが、コンGRESSに関して

は、コロナ禍でハイブリッドでやったという非常に困難な会議でしたけれども、大成功に終わりました。

そして、京都宣言という政治的宣言を実際に実行に移すということで、成果展開として、今法務省では、ここ（スライド 17）に書いてある 3 つの取組を進めています。

逐一細かく説明はできませんけれども、例えば、この中にあるユースフォーラムというのは、若手のエンパワーメントのためにやる活動で、これまで第 1 回、第 2 回とやって、今年度（2024 年度）もまた実施する予定となっております。来年（2025 年）2 月に京都で実施予定なので、お聞きになっておられる皆さん、若い方でもし応募のチャンスがあったらぜひ応募していただければと思います。

それから、司法外交閣僚フォーラムを去年（2023 年）の夏にやりました。これは 3 つの大臣級の会合をまとめた総称として言っているものです。1 つは、日 ASEAN 特別法務大臣会合です。これは、ASEAN 各国がその域外国との間で初めて開催した、法務・司法分野における閣僚級会合です。これもエポックメイキングな大臣の会合です。それから、（スライド 22 の）右側にあるのが G7 の司法大臣会合です。これは、我が国が G7 の議長国であったから日本で開催することができた会合になります。左側は、せっかく日本で ASEAN の大臣を集め、あるいは G7 の大臣を集めているのだから、一堂に会したらどうだ、という発想でやった特別対話という会合なわけですがけれども、これも、ASEAN と G7 の法務閣僚が一堂に会したのは史上初ということで、非常にエポックメイキングな出来事になっています。

### 司法外交閣僚フォーラムの成果展開

これらの会合の成果をいろいろ展開しているところでして、日 ASEAN 特別法務大臣会合に関しては、ワークプランというものを定めて、「今後、具体的に協力活動を進めていきましょう」という約束をしました。

また、G7 司法大臣会合では、ウクライナの支援を G7 でまとめてやろうということで、ウクライナ汚職対策タスクフォース（ACT for Ukraine）といったタスクフォースを設置して、日本の法務省が事務局を務めています。

また、ASEAN と G7 の特別対話の結論としては、こういった ASEAN と G7 の対話を継続的にやっていきたいと思います。ただし、大臣が毎年集まってやるというわけにはいかないの、次世代を担う若者たち、若い職員たちを一堂に集めて対話をする機会を作りましょうということで、ネクスト・リーダーズ・フォーラムという活動をする事となりました。

実際、例えば ACT for Ukraine は既に活動を開始しております。1 回目の会合は去年（2023 年）の 12 月にやっています。第 2 回の会合は今年（2024 年）3 月にオンラインでやり、第

3回会合を今年11月に東京で対面型でやる予定となっています。ネクスト・リーダーズ・フォーラムも、先日、6月末から7月にかけて第1回の会合を行いました。ASEAN、G7各国の若手職員を集めてやる。参加者が非常に若いので、和気あいあいとした楽しい会合になりました。こういうような大規模会議とその成果展開をしております。

また、戦略的司法対話というのは、最初のほうにも言いましたけれども、二国間の関係を強化していくという取組で、今のところ、英国やタイといった伝統的な協力国や、あるいは、太平洋島しょ国とか中央アジアの諸国、こういった比較的新しい国々との協力関係を強めるというようなことも考えています。

それから、国際ルール形成のための国際機関との連携強化ということで、ここではUNODC、UNDP、UNCITRAL等を挙げましたけれども、こういった機関との協力もしています。

ざっと駆け足になりましたが、こういうような活動を現在しているのだというご紹介でございます。

#### 4 今後の展開と課題

今後の展開と課題なのですけれども、これはそれほど特異なことがあるわけではありません。つまり、「既存のパートナーとの関係をどんどん深めましょう」ということとともに、「新しいパートナーも開拓していかないといけないですね」ということ、ある意味、そこに尽きるわけです。

ただ、それをどうやって継続的にやっていくのかは大きな問題です。一回きりでやって、会議をやって握手をして、「はい終わりです」。あるいは、技術協力のプロジェクトを参加連で実施して、「良いものが出来ましたね。はい、さようなら」。これで国際関係がよいわげがないので、どうやってそれを継続していくか。

当然、リソースには限りがありますので、「新しいパートナーをどんどん開拓しつつ、既存パートナーとの関係をどんどん深めつつ」とやっていたら、あっという間に日本側のリソースは枯渇していきます。ですので、これをどうやってうまく両立させていくか。具体的には、支援・被支援という関係から、できるだけイコール・パートナーシップの方向に行って、対等な、水平関係での協力関係というもので継続していく。これがおそらく理想的な姿なのですけれども、こういったものにどうやって移行していくのか。そのために、どういう段取りで、どういう活動をしていくのかというのが戦略的に考えなければいけないところであります、非常に難しいところです。

最後が、人材育成。何度も言うとおりの、この人材育成というのが、我々の活動を進めていく上での本当の重要な肝になります。この人材育成に注げるリソースにも限りがありま

すので、どうやって育てていくか、頭の痛いところではありますが、こういった課題は引き続き残っている。我々としては知恵を絞らなければいけないと考えている。そういう状況であります。

以上です。ありがとうございました。

(司会) 松本様、ありがとうございました。続きまして、「法的側面から見た外交 ウクライナによる法的責任追及に向けた取組」と題しまして、外務省欧州局中・東欧課 検事兼課長補佐、川西一様よりご報告をいただきます。

## (2) 法的側面から見た外交 ウクライナによる法的責任追及に向けた取組

川西 一 (外務省欧州局中・東欧課検事兼課長補佐)

ご紹介いただきありがとうございます。外務省の川西でございます。本日は「法的側面から見た外交」というテーマとさせていただきますが、そんなに難しい話ではありません。松尾先生のお話が実際に外交活動の中でどういう関係があるのかや、松本課長からお話がありました司法外交と関係するところもでございます。本日はまず、外交政策の中で法に関連するものを紹介し、さらに、ウクライナがまだ戦争中であるにもかかわらず、法による正義を実現しようという取組を行っているので、それらについても説明させていただければと思います。

### 自己紹介

2004年に検事に任官し、最初の10年弱は、北は北海道から南は沖縄まで、各地の地方検察庁で検察官として捜査・公判を行っていました。その間、中国の北京に約半年間留学していたこともあります。その後、2013年に、法務総合研究所の国際協力部で、法制度整備支援に従事し、2015年10月からJICAの長期専門家として、ベトナムのハノイに赴任し、プロジェクト専門家として活動しました。その後、日本に戻って、東京、長崎で検察官として務めた後、2022年から在ミャンマー日本大使館に法務担当の書記官として赴任しました。皆さんご存じのとおり、クーデター等、ミャンマーでの状況がなかなか厳しいこともあり、昨年(2023年)からは、今度は外務省欧州局中・東欧課で、ウクライナ支援に関する法的業務を担当しております。

### 現在の業務

現在外務省において、ウクライナに関する法的業務を取り扱っております。例えば、今回ウクライナが侵略で受けた損害について、今後の賠償に備えて損害登録機関が設立されているのですが、その業務を担当しております。今回も、その関係の会議でハーグに出張に来ています。

また、先ほど松本課長からご説明がありましたウクライナ汚職対策支援タスクフォースについても、外務省の立場から協力させていただいています。

## 法的側面から見た日本外交

では、「法的側面から見た日本外交」というテーマでお話しさせていただきます。日本の外交の中で、法の支配、基本的人権、民主主義等、司法外交の根幹である普遍的な価値の持つ意味ですとか、また、いろいろな法の形態がありますけれども、それら法が外交政策の中で実際にどのように関係しているのかという観点から、日本の外交施策を紹介したいと思います。

その前提として、外交とは何なのかですが、言葉や文化、考え方の違うたくさんの国々がある国際社会の中で、日本や日本国民の利益、いわゆる国益を守る仕事だということができます。

では、日本の国益とは何かですが、まず、主権と独立の維持、領域保全、国民の生命・身体・財産の安全の確保、我が国の平和と安全といった基本的なこと、次に、経済成長を通じた発展・繁栄を実現していかなければいけないということ、最後に、自由、民主主義、法の支配等の普遍的な価値や国際法に基づく国際秩序を形成・維持していくことも、日本の国益だと考えられます。

国益を守るために何をすべきかを考える場合、日本が置かれた状況を考える必要があります。まずは、地理的条件、日本が島国であり、エネルギー資源に乏しいとか、台風等の自然災害が非常に多いとか、日本の周辺の安全保障環境も非常に厳しくなっておりますし、食料自給率やエネルギー自給率もそれほど高くありません。また、日本だけの問題ではない、地球規模の課題として、感染症とか気候変動とか自然災害という問題もあります。そのような状況の中で我が国が今お話した国益を守るには、世界の協力なしにはできない。そのためにも、世界との協力、外交というものが重要だと考えられます。

## ◎日本外交の取組

それらの国益を実現するため、外務省が外交を行っています。外交の取組といっても国と国との関係に関わるものは非常に幅が広いので、なかなかまとめづらいところもありま

すが、大きく分けて5つに整理したいと思います。

まず一つ目は、日本の安全保障と国際社会の平和と安定に関するものです。日米同盟や同志国との連携、国連中心の国際協調などがこれに含まれます。

次に、ODAと地球規模の課題に関するものです。「人間の安全保障」という言葉を聞いたことがあるかもしれませんが、人道支援や防災への取組等がここに含まれます。

そして、経済外交です。自由で開かれた国際経済システムを強化するためにルール作りをしていくものや、資源外交等もここに含まれます。

4つ目として、広報文化外交です。スポーツ外交や文化交流といったものです。

最後に、国民と共にある外交。ちょっとわかりづらいですが、海外にいる日本人の支援や、国内において地方自治体やNGOと連携していくことが含まれます。

これらに関しては外務省のウェブサイトの外交政策に紹介されているものですので、詳しくはそちらのウェブサイトをご覧くださいと思います。

このような取組はもちろん日本国内の施策にもつながっており、国内での取組はそれぞれの専門の省庁が担当しています。例えば、安全保障でしたら防衛省とか、経済や投資は経産省、スポーツでしたらスポーツ庁ということで、日本国内ではそれぞれ所管省庁が決まっています。それらについて、海外と一般的な窓口として担当しているのが外務省なのかなと思っています。外務省は、在外公館を通じるなどして常に外国と関係を持って、案件に応じて担当省庁と連携して対応しています。外国との一般的な窓口として外務省がありますが、司法・法務に関することは法務省と連携して対応しています。そういう意味で、司法外交も、外務省と法務省が協力して行っていると言えると思います。

今申し上げた外交施策には、司法外交を支える人権、民主主義、法の支配といった普遍的価値に基づいて、法を媒介として、その価値を普及させるとか、ほかの国々と連携していくといったものが含まれています。

では、これらの外交政策について、法がどのように媒介しているのかという例を紹介していきます。

## 1 日本の安全保障と国際社会の平和と安定

まず、日本の安全保障と国際社会の平和と安定です。日本の安全保障政策の根幹は日米同盟ですが、これはアメリカと普遍的価値を共有しているということが多分にあり、その根幹は、日米安全保障条約により支えられています。

同盟国・同志国との連携につきましても、普遍的価値を共有するG7、日米韓、日米豪の枠組が非常に重要です。もちろん、政治的に連携してくものですが、そのベースに

は、円滑化協定等の様々な法により裏付けられています。

次に、国連中心の国際協調ですけれども、これも国連憲章や多くの条約に基づいて、その活動に参画しています。

平和の構築につきましては、1992年にPKO法というのが制定されたことにより、日本も初めて本格的な人的・物的協力を行うようになりましたが、これもPKO法の裏付けがあって初めてできたといえます。

また、国際組織犯罪・テロ・サイバーセキュリティーへの対処については、条約のほか、国内法等の整備が必要であり、日本も積極的に法整備を行っています。

それから、国際法に関する取組が、外交における法の現れとしては一番わかりやすいところかもしれません。日本は、国際法に基づいて、国家間紛争の平和的解決や国際法秩序の形成・発展に貢献をしています。まず、平和的解決としては、国際司法裁判所（ICJ）の強制管轄権を受諾し、国際海洋法裁判所を活用し、国際刑事裁判所（ICC）を強く支持しており、これらの司法機関には、例えばICCの赤根所長をはじめとする日本人裁判官も輩出しております。また、条約に関する会議や国連国際法委員会等において、国際法の発展に関する作業も積極的に行っています。

最後に、人権外交ですが、日本はこれまで多くの人権条約を締結し、これらの政府報告の審査も行っています。

今お話ししたように、重要な外交政策は、条約や法律といった法に基づいて行われておりまして、法の支配等の基本的価値はもちろん、諸外国との議論においては法に基づく考え方というのが非常に重要となっています。

## 2 ODAと地球規模の課題

ODAと地球規模の課題ですけれども、ODAにおける司法分野での開発協力がまさに法制度整備支援といえます。法制度整備支援の実施は、法務省や大学を含め、多くのアクターがおりますけれども、ODAとして行うという場合には、もちろん、現地の大使館を含めた外務省も積極的に関与しています。

## 3 経済外交

続いて、経済外交です。国際的なルール作りと政策協調の推進として、例えば、WTO体制の強化、CPTPPのスタンダード維持、RCEP協定の履行の確保などがありますが、これらもすべてルールに基づくものです。貿易・投資は少しテクニカルな面がありますが、やはり、ルールを作って、それに沿って行動していくというのは法の支配につながるものと思いま

す。

簡単に紹介しましたがけれども、これら外交施策におきましても、法の支配、基本的人権等の基本的価値の重要性というのはますます強調されているところです。そして、いろいろな分野でいろいろな論点について国際的に議論が行われておりますけれども、多数決という数の力の論理はありますが、それだけではなく、基本的価値や法的正当性を踏まえた上での議論が国際場裏においても求められています。そうしなければ、グローバルサウスを含む他国の理解を得ることが難しくなっており、これらも法の支配の表れといえるのではないかと思います。

国と国との関係において、武力による解決は論外といってもよいと思いますが、多数決という数の力だけでも正義とはいえなくなっているのかなという印象を個人的には抱いております。あらゆる外交の分野で、多数決だけではなく、法的な妥当性も極めて重視されていると感じております。現在もまだなお様々な国際紛争がありますが、政治力や経済力のみならず、法に基づく正義の観点からの解決が求められているのではないかと感じております。

### ウクライナによる法的責任追及に向けた取組

そのような状況で、ウクライナが法による正義の実現の観点からどのようなことをしているのかについて紹介したいと思います。

ウクライナに対する侵略というのは、まさに武力紛争であり、前線では、ニュースで見られるように、武力による戦いが毎日行われておりますし、また、国際政治の場でも、平和サミットの開催や首脳外交などの政治的な戦いがあるところです。先月、約3週間、ウクライナのキーウに出張していましたが、滞在中も空襲警報が鳴ってシェルターに避難しなければならないこともあり、武力による戦いの真っ最中であることを実感したのですけれども、ウクライナは、それだけではなく、法的な分野でも戦いをしているのではないかと考えています。東京裁判やユーゴスラビア特別法廷など、法的責任追及の動きは過去にもあったのですが、まだ戦争が続いている状態でこのように法的正義の実現のための取組をしているというのは特徴的だと思うので、紹介させていただく次第です。

#### 1 ロシアに対する法的責任追及

まず、ウクライナが、法的正義の実現のため、ロシアに対する法的責任追及としてどのようなことをしているか説明させていただきます。ウクライナは、ロシアによる侵攻直後

から、ロシアに対する法的責任の追及を非常に重視し、様々な取組を行っています。論点はいくつもありますが、主要なものをご紹介します。

まず、今回のロシアによる侵攻が、侵略犯罪にあたるとして、その責任者を訴追するための特別法廷を設置しようというものです。

次に、ロシアの侵攻により、ウクライナにおいて生命・身体・財産に対する莫大な損害が発生しており、その賠償を実現するためのメカニズムを設立して、財源としてロシアの凍結資産を活用しようというものです。

また、国際司法機関においてロシアの違法行為を追及していくため、ICJ における提訴や ICC への付託、欧州人権裁における提訴をしています。

今回のウクライナ侵略においては、そのほかにも様々な法的な論点があります。

## 2 議論の枠組み

これらの法的論点に関する議論の枠組みですが、国連、G7 といった既存の枠組みのほかにも、様々な枠組みで議論が行われています。

国連、欧州評議会等の国際機関ですとか、平和サミット等のアドホックに行われる国際会議もあります。G7 では、大臣級だけではなく、局長級、担当レベル等、いろいろなレベルで議論がされています。また、ヨーロッパ内の地域グループのほか、テーマ別の枠組みとして、特別法廷に関するコアグループ等があります。

## 3 各論点についての議論の現状

各論点についての議論の現状を簡単に説明させていただきます。

### (1) 特別法廷の設置の可否

まず、特別法廷の設置ですが、先ほどお話ししたコアグループに約 40 か国が参加しており、特別法廷の設置について、様々な法的な論点について議論しています。

まず、ICC との関係です。ロシア、ウクライナともに ICC ローマ規程の締約国ではなく、ICC は安保理の付託がない限りは侵略犯罪について管轄権がありません。そのため、何らかの仕組みが必要ではないかということで議論が行われています。

では、仮に特別法廷を作るとして、その場合の様式や管轄権も問題となっています。国連で決めることも考えられますが、拒否権を持つロシアが当事国なのでなかなか難しい状況があります。

また、仮に特別法廷が出来たとして、審理をする上での問題も同時に話し合われていま

す。国家元首は基本的に裁判権に服することを強制されないので、これをどうするのかとか、仮にプーチン大統領を裁判にかけたいとしても、実際に法廷に連れてくることは現状では考えづらいところ、欠席裁判はできないのかなどというものです。

また、ウクライナ国内法を根拠として管轄を認める場合には、ウクライナ憲法との整合性も問題になってきます。

## **(2) 賠償メカニズムとロシア資産の活用**

続いて、賠償メカニズムとロシア凍結資産の活用というところです。

### **①賠償メカニズム**

今回、莫大な損害がウクライナで発生していますが、ウクライナはロシアに損害を賠償させるため、いろいろな取組をしています。昨年（2023年）5月に、欧州評議会の拡大部分協定機関として「損害登録機関」が設立され、日本も準加盟国となっています。損害登録機関では、「こういう損害を受けました」ということをアプリで登録できるシステムの運用が今年（2024年）4月から始まり、個人の家屋の損害についての登録が始まったのですが、今後他の損害についても拡大していく予定です。このように損害の登録は始まりましたが、損害額の確定や賠償の支払には別のメカニズムが必要とされています。そのための議論が今行われており、その関係の会議に参加するため、私もハーグに来ています。

### **②ロシア凍結資産**

続いて、ロシア凍結資産の活用です。これについては、G7首脳声明において「損害を支払うまでは凍結する」とされていますが、具体的な方策は決まっているところではありません。前提として、他国の国有資産は接収・没収ができないのが原則とされているところ、ウクライナが求めるロシア凍結資産の活用については、様々な議論があります。

## **(3) ICJ への提訴、ICC への付託等**

### **①ICJ への提訴**

国際司法機関への提訴についてです。まず、ウクライナは侵攻直後から、ICJにおいて、ジェノサイド条約を援用してロシアを提訴しています。ジェノサイド条約を援用しているのは、ウクライナ・ロシア双方がジェノサイド条約の締約国であったことによるものです。提訴後、ウクライナの要請により ICJ は暫定措置命令が出されましたが、今年（2024年）2月、先決的抗弁に関する判決において、ロシアの先決的抗弁が多く認められてしまい、こ

の件については本案審理に進めるのは限られた争点になっているといえます。

## ②ICC への付託

続いて、ICC への付託についてです。これも、ロシアによる侵攻直後、各国がウクライナの事態を ICC に付託し、ICC 検察官が、侵略犯罪を除く、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪について捜査を開始し、昨年（2023 年）3 月、プーチン大統領に対する逮捕状が発付され、今年（2024 年）に入ってからロシア前国防相や参謀総長に対する逮捕状が発付されています。また、ウクライナは、今年 8 月、最高会議において ICC ローマ規程を批准することを決定し、今後締約国になる可能性が非常に高くなっています。最近、プーチン大統領が ICC 締約国であるモンゴルを訪問したというニュースがありました。ICC 締約国は逮捕状を執行しなければいけない、つまり、プーチン大統領を逮捕しなければいけないはずですが、モンゴルはそれをしなかったということで、ここも議論となっているところです。

## ③欧州人権裁判所への提訴

また、欧州人権裁判所への提訴もあるのですが、ロシアが欧州評議会自体から脱退を通告しており、その実効性などが難しいところです。

### （4）その他の論点

そのほかにも、責任追及とは異なりますが、この紛争における法的論点はいろいろあります。例えば、西側諸国が武器を供与していることで交戦国となりうるのかとか、また、日本人義勇兵と呼ばれる方がウクライナ側・ロシア側双方の軍に入っているという話があるようですが、これについて刑法の私戦予備罪になるのかとかなど、様々な法的論点があります。

今申しあげましたとおり、ウクライナは武力だけではなくて、それと並行しながら、法による正義の実現を図るべく、責任ある者の処罰、賠償の実現といったことを、法の力を用いて実現しようとしています。そこでは、ウクライナに限らず、各国の法律家が法的論点について日々議論を続けているところです。私も、日本の法律家として、微力ながら議論に加わらせていただいています。日本はウクライナの立場に寄り添って種々の支援をしていますが、ご紹介した分野においても、法の支配、法による正義の実現のため、ウクライナを支援していく必要があると個人的には思っておりますので、今後ともこれらの取組

に携わっていきたいと思っています。

時間があれば、ウクライナの現地の様子などもお話したかったのですが、時間がまいりましたのでこれで終わりにしたいと思います。繰り返しになりますが、紛争を解決する力として、武力、政治力、経済力など様々な力があると思いますが、今は法的な力が重視されていて、議論の中でも法的正義や法的な正当性が求められていると思っています。そして、外交においても、法的に考える力である法的素養が今後より一層必要になってくるのではないかと考えており、今回ご聴講いただいている若い皆様の活躍に期待したいと思っています。ご清聴ありがとうございました。

(司会) 川西様、ありがとうございました。次に、「国際的な人権保護と政府・NGOの役割ー『ビジネスと人権』に焦点を当ててー」と題しまして、認定NPO法人ACE、松本梨佳様よりご報告いただきます。本日のご報告はガーナからのご報告となるため、ネット接続不良等により中断する可能性がございます。その際、松本様より、すぐに復帰されるとのことですが、あらかじめご了承ください。

### **(3) 国際的な人権保護と政府・NGOの役割ー「ビジネスと人権」に焦点を当ててー** **松本 梨佳 (認定NPO法人ACE ソーシャルビジネス推進事業担当)**

ただいまご紹介いただきました、認定NPO法人ACEの松本と申します。本日は、「国際的な人権保護と政府・NGOの役割ー『ビジネスと人権』に焦点を当ててー」と題してお話をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まずは、本日全体の流れになります(スライド2)。自己紹介の後、「ビジネスと人権」の考え方について簡単に触れた後、外務省での業務経験を通じた、ビジネスと人権における政府の役割、そして、現在のNGOの仕事を通じた、NGOの役割についてお話ししたいと思います。本日の説明は私個人の考えであり、外務省や所属先団体の見解ではない点、あらかじめご了承ください。

#### **1. 自己紹介**

それではさっそく自己紹介に移ります。私は2023年から認定NPO法人ACEで働いています。大学は京都大学法学部を卒業。ゼミは位田隆一先生の国際法ゼミでした。当時は、国家間の関係という文脈の中で、先進国として果たすべき役割、それを体現する一つの形で

ある開発協力に興味がありました。そこで、卒業後は ODA の仕事ができる日本国際協力システムという団体に就職をしました。ここでは、学校や保健所等の施設の建設を中心とした ODA 事業のプロジェクトマネジメントを行っておりました。長年 ODA 事業に関わる中で、次第に、開発途上国の課題解決のためには、当事者のみならず、課題に関係する全ての人々と協働しながら、開発に向けた仕組みを作っていくことが大事なのではないかと思うようになりました。その一つの共通言語となるのが「人権」であると考えて、その後、オランダのマーストリヒト大学に留学し、国際人権法分野の法学修士を取得しました。

時間の都合で本日は割愛しますが、こちら（スライド 4）が私の大学院でのカリキュラムになります。特に、企業の社会的責任について学ぶ「Corporate Social Responsibility」は、企業が利益を優先する結果として人権がおろそかにされている現代社会のリアルな実態と結びついて、「ビジネスと人権」という分野への興味につながりました。そこで、ビジネスと人権を職業にしたいと考えた私は、帰国後、外務省の人権人道課で政策実務に携わりまして、次には、現場に関わるべく、NGO の ACE に転職して、今に至っております。今も、ご紹介いただきましたように、ACE の仕事でガーナにおります。こちら（スライド 5）が、世界地図の中でのガーナの位置、そして、ガーナの首都のアクラというのが右の地図の下のほう、海沿いにありますけれども、首都のアクラから車で 5 時間ほどのクマシという都市から参加しております。

## 2. 「ビジネスと人権」とは

では、本題に入る前に、まず、「ビジネスと人権」とは何かについて触れたいと思います。

こちら（スライド 6）の写真をご覧ください。左の写真は、ご存じの方も多いと思いますが、いわゆる「ラナ・プラザの悲劇」といわれる事故の写真です。2013 年、バングラデシュの首都ダッカの近郊で、複数の縫製工場が入った複合ビルが崩壊し、死者 1000 人以上、負傷者 2500 人以上を出した痛ましい事故の様子です。事故後に、このビルに入る縫製工場で、多くの女性労働者が狭く劣悪な環境の中で、低賃金で働かされていたことがわかりました。これらの縫製工場が、皆さんもよく知るいくつかの有名なファストファッションブランドの下請けであったことから、この大事故は世界中でセンセーショナルに報道されました。当然、アパレルブランドには多くの批判的な声が寄せられました。

右の写真は、ガーナのカカオ農場における児童労働の様子です。信じられないかもしれませんが、今世界では 1 億 6000 万人もの子どもが学校に行けずに過酷な労働を強いられています。

バングラデシュやガーナで起こっているこうした人権問題は、はたして私たちから遠い

出来事なのでしょうか。ファストファッションの洋服もカカオから作られるチョコレートも、私たちの日常の中で商品として当たり前購入しています。この商品は、原材料からたくさんの過程を経て、私たち消費者の元に届きます。この過程を、ここ（スライド7）の図にもあります「サプライチェーン」といいます。グローバル化が進む現在、サプライチェーンの多くは国境を越えます。そして、特に、このサプライチェーンの上流といわれる開発途上国の生産現場や製造現場で、数多くの人権問題が発生しています。その一例が、今お伝えしたラナ・プラザの悲劇やカカオの児童労働です。

こうした問題がなぜ起こるのか。私たち消費者は、欲しいものをできるだけ安く手に入れたいと求めます。企業は、低価格の商品を実現するために、原材料や人件費が格段に安い開発途上国で製品を作ります。こうした国々において、法がきちんと整備され、あるいは執行されているならば、労働者や周辺住民の権利は企業活動から守られますけれども、あいにく、こうした国々においては法の整備が不十分であったり、法の執行が弱いケースが多いというのが実情です。むしろ、途上国における規制の弱さは、ビジネス上の一つの利点になり得もします。その結果、グローバルなサプライチェーンに組み込まれた末端の弱い人たちに、長時間労働や低賃金、児童労働等の形でしわ寄せが行く、そうした構造が出来上がっています。途上国の人たちを搾取することで莫大な利益を上げる企業に、人権侵害の責任はいつさいないといえるのか。企業は、サプライチェーンでつながる自身のビジネスの全体を正しく行う責任があるのではないか。これが「ビジネスと人権」の考え方になります。

グローバルビジネスが人権について責任を負うべきだという話は、実は、多国籍企業が誕生し始めた1960年代からいわれてきたことです。ただ、長らく、その実現は遠い道のりでした。なぜならば、企業には、海外のサプライチェーン上での人権尊重について、やらない／やらなくて良いエクスキューズがあったからです。その一つとしては、そもそも、企業に対して国境を越えた人権責任を義務的に負わせる国際的なルールというものが存在しないという点。そして、サプライチェーン上で生じる人権侵害というのは、多くは、一緒に仕事をしているパートナーの子会社であったり取引先が引き起こすものなので、別の法人格の責任なのだから、自社は法的には責任を問われないという点などです。こうしたエクスキューズを盾に、ある意味、他人事にできてしまうというマインドがあった、というのが今まででした。

しかし、2000年代に入って、人権がますます国際的な関心事項となる中で、企業の責任を問う声は避けられないほど大きくなりました。その象徴的な出来事が、こちら（スライド9）にあります、2011年の国連人権理事会で全会一致で支持された、「ビジネスと人権」

に関する指導原則です。指導原則では、人権を守る国家の義務とともに、人権を尊重する企業の責任、これは法的義務ではありませんけれども、企業の責任としてそれがこの国際的な文書に明確に記載されています。

特に、企業が人権を尊重するために有効な手段として、「人権デュー・ディリジェンス」というコンセプトが提案されました。自社のみならず、海外も含めたサプライチェーンの全体で人権リスクに対処していくために、企業がとるべき一連の行動です。難しく聞こえますけれども、要はPDCAサイクルです。

この国連指導原則は、企業を拘束する文書でないにもかかわらず、世界では今、指導原則に沿って取組を進める企業が増えてきています。例えば、SDGsの盛り上がりであったり、人権や環境の要素を重視する投資が増えている等、背景は様々ありますが、人権の取組を自分事として考える企業が少しずつ増えているといえます。

### 3. 外務省での仕事 —政府の役割—

先ほど触れましたように、企業活動がもたらす国境を越えた人権侵害を義務的に規制する国際ルールはありません。だからこそ、ビジネスと人権の取組をグローバルに進めるためには、各国の政府が役割を果たすことが重要です。そのやり方というのは政府によって様々です。例えば、このスライド（スライド11）の上の方を見ていただきたいのですが、欧米では、2011年に国連指導原則が出来た後に、指導原則を国内で実行していくための「ビジネスと人権」に関する行動計画（NAP）を早々と策定しました。その後、企業のデュー・ディリジェンスを義務化する法律の制定も進めます。直近では、EUで、域内の一定規模以上の企業を対象として、人権と環境のデュー・ディリジェンスの実施を義務的に課する指令（EUの法律）が採択されたところです。

一方、日本を見ても、指導原則を国内で実施するための行動計画（NAP）の策定が2020年、企業向けガイドラインが2022年、政府調達における人権配慮に関する方針が2023年と、欧米と比較すると遅れをとっているというのが実態です。しかも、いずれも強制力のないソフトローです。

ビジネスと人権の政策を担当する省庁というのは国によって様々なのですが、日本では外務省が主管しています。理由は、先ほどから述べてきております、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」が国連人権理事会で全会一致で採択された際に、これを担当したのが外務省だったからです。外務省は、この指導原則を国内で実行する旗振り役を担っていて、行動計画（NAP）の実施を主管しています。それを、この（スライド12の）図のように、関係する全ての省庁と連携しながら、そしてさらに、この右のほうにありま

すように、企業団体や労働組合、市民社会といったステークホルダーの皆さんとも連携して進めています。

私が外務省に入ったのが2021年で、つまり、前年に策定された行動計画（NAP）の実施促進を担当しておりました。対応した業務は数多くあるのですが、今日は時間の関係で一例挙げさせていただくと、例えば、先ほども述べた企業向けガイドラインの策定というのがあります。実際のガイドラインのドラフトは経産省が担当しました。そして、それを政府として発表したものです。ただ、外務省も、内容の取りまとめや策定後の普及活動を、経産省と二人三脚で行いました。もともと省庁の仕事というのは調整が多いのですけれども、このガイドラインのドラフトの過程では経産省と相当のやりとりを行いました。文字どおり、トイレに行く暇もありませんでした。今、ACEのイベントで企業さんとお話しする機会がありますが、「政府のガイドラインにはこういう風に書かれていますね」とか、ガイドラインをよく読んで理解してくださっている担当者の方に時々出会います。そういうときに、苦勞の甲斐があったなと思います。

ここまで見てきて、なぜ日本の取組は欧米に遅れをとっているか、疑問に思われると思います。こちらはあくまで私の感覚なのですが、日本の企業の「ビジネスと人権」に関するスタンスはこんな感じかなと思います（スライド13）。

まず、取組の意義としてとしては、先ほど申したように、欧米を中心に人権デュー・ディリジェンスの法規制が進んでいるので、きちんと対応しないと国際市場を失ってしまうという危機感は、大企業を中心にあるものと思われます。2つ目が、人権尊重に対応することで、不買運動や投資引き揚げのリスクが回避できる、あるいは、企業イメージが向上する。そして、取組を続ければ、長い目で見たときに、企業の持続可能性を高めることにつながる。こういったところが意義として感じられるところかと思います。

一方で、やはり抵抗感というものもあるだろうと感じておまして、あくまで個人の印象ですが、例えば、「そもそも、なぜサプライチェーンの先まで人権尊重に対応しなければならないのか」とか、「人権尊重の取組はコストがかかる」とか、究極的には「人権尊重は大事だけれども、それで商品が売れるのか」などの意見もあるかもしれません。誤解を恐れずに言えば、まだ、すべての日本企業が「ビジネスと人権」を実行する十分な準備ができているとは言い難い。そのような状況で欧米のように法律をもって強制化したところで、企業や産業界がついてきてくれる可能性は高いとはいえないかもしれない。

他方、「どうやって対応すればよいのか」とか「その方法を知りたい」という要望が多いこともアンケートを通じて確認されたので、政府としては、その声に応えて、ガイドラインをもって対応方法を解説することで、企業に「できるところからやってみよう」という

気になってもらって、取組をサポートしていくという方法をとりました。

国連指導原則を作ったハーバード大学の故ジョン・ラギー教授は、「ビジネスと人権に single silver bullet はない」という言葉を残しました。つまり、唯一の簡単な方法はないということです。ハードローとソフトロー、国内取組とグローバルな取組の様々な方法を工夫しながら組み合わせて対応を進めていくことが重要ということです。ガイドラインも、日本の現状や企業のメンタリティを踏まえた政策であって、それが結果的に企業の取組を前進させるのであれば、それは意味のある政策なのではないかと思います。ただ、ビジネスと人権の課題解決に銀の弾丸がない以上、政府にはこれからも継続的に、企業に对应を促す、工夫のある政策が求められていると思います。

#### 4. NGO の仕事 –NGO の役割–

次に、企業がビジネスと人権に取り組むときに、どうやってサプライチェーン上の人権デュー・ディリジェンスを回していくのか、その方法論に関心のある企業は多いです。しかし、実際に企業が、例えば途上国の縫製工場やカカオ農地に入り込んで、労働者や農民と一緒に人権課題に取り組むというのは、コスト的にもビジネスの仕組みの点でも簡単ではありません。そこで、NGO 等の、現場に精通している組織の専門性を活用するというやり方が一つあります。これは実際に国連指導原則でも推奨されているやり方です。

さらに、全ての産業、企業が完璧な人権デュー・ディリジェンスを実施すれば、理論上は世界のどこにもビジネスに起因する人権問題は存在しなくなるはずですが、現実には直ちに完璧な取組を行うことは難しい。指導原則でも、同時に全ての対処ができない場合に優先順位を付けた対応がありうることを説明しています。NGO の中には、途上国の現場で課題解決の仕組み作りに従事する組織がありますが、もしこれをビジネスと人権のレンズを通して見るなら、ある意味、サプライチェーンに限定されない、より本質的な課題解決のアプローチであり、ビジネスと人権の制度を補完し、補強する意義があると考えます。

いつか現場レベルの取組に関わりたいと思っていた私は、外務省での勤務を経て、NGO の ACE に転職しました。ACE は、政府や企業と連携しながら、児童労働をなくすための仕組み作り地道に取り組む組織です。

ここで、ACE の事業の考え方の基本にある「システム思考」について、ご紹介したいと思います。カカオの児童労働を思い浮かべてください。(スライド 14 の) 真ん中の写真ですね。家が貧しくて学校に行けずに、農家の仕事を手伝わなければならない子どもがいたとします。このときに、原因として家庭の貧困に注目するならば、例えば生計支援を通じて改善を図ることができるかもしれない。でも、一過性の生計支援では、状況はいつか元に

戻ってしまいます。そこで、世帯主が生活力を付けるために職業訓練や営農指導を提供することで、持続的に収入を得ることができるようになる。でも、そもそも賃金が低ければ、働けど働けど貧困のサイクルからは抜け出せません。そこでなぜ賃金が低いままなのかを考えると、安い労働力に依存し、それを押し付ける経済構造に原因があると気づきます。そうすると、その構造を支える企業や消費者も、課題の当事者であると分かります。

このように、課題の背景には、それを生み出す複雑な仕組みがあります。課題が起こる仕組みの全体像を把握して、これを一つのシステムとして捉えたときに、原因は一つではなく、複数の要素が関連し合っていることがわかります。こうした全ての要因について、関係者のそれぞれが当事者となって、当事者の立場で解決を目指していくことで、初めて問題の根本的な解決に近づく。これを「システム思考」といいます。

ACE は、2009 年からガーナのカカオ生産地で、児童労働から子どもを守り教育を支援する事業「スマイルガーナ・プロジェクト」を実施していますが、この事業もシステム思考に基づいて実施しています。

さらに、ACE は、ガーナ政府が作る「児童労働フリーゾーン (CLFZ)」という制度を支援し、押し進める JICA プロジェクトにも参画しています。JICA が支援するガーナ政府のこの児童労働フリーゾーンという仕組みも、コミュニティだけではなく、コミュニティと政府、自治体全体で児童労働の予防と解決に必要な仕組みを構築していく政策です。ガーナ政府は、この児童労働フリーゾーン制度を実効的に進めるために、ガイドラインを策定し、仕組みの整備状況を客観的に評価する 25 の要件を設けています。ACE は、このガイドラインの策定にも携わりました。ガーナ政府は近い将来、この 25 の指標を満たす地域を「児童労働フリーゾーン」、すなわち「児童労働のない地域」として正式に認定することを目指しています。

私も今、この JICA プロジェクトの団員としてガーナに来ています。私の仕事は、コミュニティレベルで、児童労働をなくしていくための仕組みを作ることです。どんなに立派な法律や制度があっても、現場で実際に運用されなければ絵に描いた餅で終わってしまうという意味で、コミュニティでの仕組み作りはとても重要です。6 月にガーナに来た時には、30 人ほどの村人を集めて、児童労働について、そして、児童労働を予防・解決する仕組みをどうやって作るかについて理解を深め議論するための研修を行いました。この（スライド 18 の）写真の左上が、コミュニティの人々。左下が、一緒に仕事をしているガーナのコンサルタントです。右上が、実際の研修の様子でして、右下の写真で、私もこの研修でプロジェクトの担当者として挨拶をしました。この研修の参加者の中に 60 代ぐらいの男性がいたのですけれども、研修の最後に、涙を流しながら、このように語りました。「今日、児

童労働とは何かについて初めて学んだことで、自分が幼い時に経験したことが児童労働であったということを初めて知りました。知らないほうが幸せだったかもしれないけれども、知ってしまった今、子どもたちが貴重な成長の時間を失わないようにしなければならない」。この言葉に胸を打たれるとともに、児童労働が当たり前の社会を変えていくということは、こうした一人ひとりの意識が変化していくことから始まるのだと感じました。

システム思考で児童労働を捉えたときに、企業も児童労働を生み出すサークルの中にあると述べました。ACEは、様々な形で企業とも連携して、児童労働をなくす取組を行っています。この（スライド15）の一番下に書かれているところです。その一つが、日本のあるチョコレートメーカーさんとの共同事業です。その企業がカカオを調達しているガーナのコミュニティにおいて、ガーナ政府の児童労働フリーゾーンの仕組みを整備していくプロジェクトと一緒に取り組んでいます。このように、企業が自社の調達地において児童労働フリーゾーンの仕組み作りに取り組むことによって、ガーナ政府の児童労働フリーゾーン制度はより強固で持続可能なものになります。そしてそれは、ガーナ全土において児童労働を撤廃していくという究極の目標につながっています。

また、これを企業の視点で見たとき、企業が自社のサプライチェーン上の児童労働という人権課題に対して、NGOの知見をうまく活かしながら取り組んでいるという好事例になるのではないかと思います。

このようにNGOは、関係者と連携しつつ、相手国政府の政策や法律、あるいはビジネスと人権のようなグローバルな取組が、地域レベルで受け入れられ、実際に運用されるための土壌を作る役割を担っていると言えます。

## 5. 最後に

いままで駆け足で見してきましたが、最後に、「ビジネスと人権」の考え方が国際的な人権の保護においてはどのような意味合いを持つのかに触れて終わりたいと思います。

先ほど、企業の（サプライチェーン上の人権尊重の対応を）やらない／やらなくても良いエクスキューズというような話をしましたが、これは、企業活動に関連する国際的な人権の保護を阻む、制度的な限界と言い換えることもできます。1つ目が、企業が引き起こす国境を越えた人権侵害を規制する国際的なルールが不在であるという点。これは、国際法的な観点では、グローバルなルール、すなわち条約等の国際法の主体は基本的には国家であり、企業は国際法主体ではないので、人権保護に関する国際的な法的義務が課せられないというように説明されます。その上で、国家の対応・態度としても、自国の領域外における人権侵害に対処するために、国内管轄権を海外に拡張していこうという点では極めて

消極的である、あるいはそもそも他国の管轄権で立法権や司法権を行使することは難しいという点が挙げられます。さらに、資力のある例えば多国籍企業の親会社は、子会社や取引先の行為の法的責任を問われないという点にも触れました。これは、法人格独立（corporate veil）の考え方です。こうした数々の制度的な限界のために、今まで、国境を越えた企業活動が引き起こす海外での人権侵害に対して救いの手が届きにくい状況でした。

しかし、今日皆さんと共有してきた「ビジネスと人権」の新しい潮流の中で、今まで切り離されていた企業と海外における人権問題の間に、この（スライド20の図の）ようにサプライチェーンという補助線が引かれることによって、企業においては海外における人権問題の当事者として責任ある対応が求められるようになっていきます。政府についても、法律あるいはソフトローをもって、自国の領域内に本拠を持つ企業に対して、海外サプライチェーンにおける取組を促すことで、国境の向こう側で生じる人権の保護を促進させつつあります。本日は時間の都合で触れませんでしたでしたが、企業の海外サプライチェーンの人権侵害に対して、国境を越えて救済していく判例も出てきています。NGOは、国境という概念から最も自由な存在として、海外の現場で人権保護に実効性を持たせる取組を行っています。つまり、「ビジネスと人権」という考え方は、従来の制度的な難しさを乗り越えて、国際的な人権の保護を前進させるための試みである。この点で、「ビジネスと人権」の意義があるという風に思っております。

そして最後に、冒頭の写真事例のように、海外における人権問題に、消費者である私たちもサプライチェーンを通じてつながっているということを忘れてはいけません。私たちにとっても、国際的な人権保護は他人事ではなく自分事なのです。私たちにも今日からできることがあるかもしれません。本日の話がそのきっかけになれば幸いです。ご清聴ありがとうございました。

（司会） 松本様、ありがとうございました。

それでは、プログラムの後半に移りたいと思います。ディスカッションの実施に先立ちまして、名古屋大学大学院法学研究科教授、小畑郁先生よりコメントを頂戴したいと思います。

### Ⅲ コメント

小畑 郁（名古屋大学大学院法学研究科教授）

私は、名古屋大学大学院法学研究科で国際法を担当しております小畑と申します。法整備支援との関わりでは、留学生教育、それから、CALE（法政国際教育協力研究センター）のセンター長をやったということで、こういう場にも出てくるようになっております。実は、正直申し上げますと、国際法の立場からは、今回の松尾先生の趣旨説明のところから様々なコメントがあるのですけれども、今日はアカデミアの立場としてこの問題をどういう風に考えたらよいのだろうかということに限定して、もちろん、国際法の話も少しは出てくると思うのですが、コメントをさせていただきたいと思います。

皆様、プレゼンテーションありがとうございます。広い意味での法の支配というものの確立を目指して、それぞれ非常に困難な現場で働いておられるお三方にプレゼンしていただきまして、たいへんありがたいと思っております。我々としても、そういうことに学んで、いったいどういうことが日本の活動としてもなされているのかということ公平な目で見ていきたいと思っております。政府の活動の紹介が今日は多かったと思いますけれども、それに限らず、NGO で活躍されている方ということについても今日のプレゼンで触れさせていただくことができ、たいへん勉強になりました。ありがとうございます。

その前提でいくつかコメントをさせていただきたいのですが、一つは、司法外交あるいは法的外交といわれているものと法整備支援との関係です。この場合は法整備支援シンポジウムですから、当然それが問題になるわけです。これについて松本剛様が「司法外交という言葉自体が、法整備支援活動を掘り起こす形で生まれてきたのだ」とおっしゃいました。そういう面はたしかにあります。私も、上川先生が座長をされていた自民党司法制度調査会でプレゼンをさせていただいたこともありますし、法整備支援というものを十分踏まえた上で司法外交というものがいわれているということは確かでございます。

しかしながら、実は、従来の法整備支援と司法外交というのは、かなり緊張関係がございます。その一つは、価値を掲げる協力というものを司法外交のほうは打ち出しているということです。伝統的には、日本の法整備支援は価値中立的であった。価値中立的ということ自体も、これは意図的に選択されていたというよりは、まずは、法整備支援のオーナーシップは法整備支援を受ける側の国にあるということから出発して、そして、オーナーシップの意向をくんで、どのような形で我々は役に立つことができるのだろうか、ということを考えていたわけですね。その結果、我々の持っている価値というのを全面に出してやるのではなくて、現地で抱えている問題と我々が習得してきた近代法の経験というものをミックスして、どういうものが作り出せるのか、ということを考えてきたということだと思います。そして、実際にやってきた内容も、中心としては、市場経済の基礎を作る民商事法の基礎的な部分を中心に支援するということであつたと思うのですね。この

ことが、実はたいへんな信頼を相手国に生み出したということは、これは特筆すべきことであって、このことは外交の資産としても十分に我々は踏まえるべきではないかと思うのですね。つまり、こういう活動をすることによって、日本の法律家に対する信頼が非常に強く、厚くなった。そして、相互理解が促進されて、和解と友好関係が促進されたという風に考えているわけです。私は、法整備支援のこういう理念のことを、「ある種の平和主義に基づく活動であった」という風に言ったことがあります。

反面、市場経済体制の促進というものも一つの歯車であったわけでありまして、そのことは当然豊かさをもたらしたわけですが、貧富の格差の問題が社会のレベルでどうだったかということや、児童労働もある意味でそうなのですけれども、市場の失敗現象というのが拡散しているということも事実です。これは法整備支援だけの問題ではありませんけれども、こういうことがあります。

その点では、法整備支援活動が持っていた価値というものを、単に価値中立的ということではなくて、もう一度見直して、今の時代に適合するように、どういう風に鍛え直していったらよいかということの当然考えなければいけない。その点で、司法外交の問題提起は重要であるとは考えています。

ただ、価値を掲げる協力をどのように進めるかということについては、これは法整備支援の推進者のパイオニアの人たちが十分気をつけたことなのですけれども、よほど気をつけなければ、これは相互理解の促進どころか、相互信頼関係を破壊してしまうことになるわけです。

一つは、国際社会で受け入れられつつある価値というのは様々なものがあるわけですし、一つの価値の促進により他の価値を台無しにしないということが我々としては重要ではないかと思います。モンゴルは批判されていて、そういうところは問題だとは思いますが、他方で、ロシアからの徴兵忌避者あるいは動員忌避者の人たちが現在モンゴルにたくさん逃げてきているということがあります。そういう人たちの庇護権を守ることによって、いわば戦争の拡大に歯止めをかける役割を果たしているということにも注意を払う必要があると思います。

そうすると、やはり、国際社会が推進している、受け入れつつある価値の中で何がコアの価値なのかということを考える必要性がありまして、もちろんいろんなものがあるのですが、これは、暴力をなくす、あるいは、人類に対して振るう最大の暴力である戦争をなくしていくという価値を推進しなければいけないということになるのであろうと私は考えております。

そして、問題は、普遍的に受け入れられている価値に基づくということですね。実は、

川西様には非常に申し訳ないのですが、グローバルサウスとか国連総会とか、あるいは国際司法裁判所の目から見ても、日本のこの間の戦争に対する対応ということであると、ダブルスタンダードが批判されているという面がある。これはG7全体に対してあるわけですね。ということ、やはり気をつけないといけないと思います。そうすると、普遍的に受け入れられている価値に基づく、つまり、人権、国際人道法の原理、あるいはジェノサイドに対する批判ということだと思えるのですが、そこを中心にして考えていく、ということではないでしょうか。これは国連で何度も何度も確認されてきた普遍的な価値であって、一方的に日本が「これが普遍的な価値だ」と言っているものではないので、したがって、そこで普遍的に受け入れられている価値に基づく活動をしていくということが大事なのではないかと思うわけです。

それと同時に、現在の国際社会は、価値という点では非常に統合が進んでいない社会があります。したがって、暴力あるいは実力本位の世の中になっている面はあるわけですね。そうすると、これは現在の国際社会をどのような社会にしていくかということ、若い人たちと一緒に考える、そういうプロセスを保障するような、そういう協力が必要なのではないかという風に思うわけです。その意味では、法整備支援は、現在認められている共通の価値、コアの価値を普及するとともに、共通の価値を育てて確認し合うプロセスとしての法分野の協力に脱皮していかなければいけないのではないかと私は思っています。

たいへん抽象的な話で、具体的な話はあまりなかったのですが、時間がまいりましたので、私の話はこれで終わりたいと思います。

(司会) 小畑先生、ありがとうございました。

#### IV ディスカッション

(司会) ここからはディスカッションに移りたいと思います。ディスカッションに入る前に、最初に個別報告に対する質問を受け付け、その後、参加者の皆様と議論をしたいと思います。本日は、高校生、学部生、大学院生、司法修習生等、若い世代の方からの参加も見られます。本日の個別報告は専門的な話題も多かったため、個別報告に対する確認も含めた質問も受け付けていますので、ぜひ皆様、遠慮なくご質問等をお願いいたします。

まず最初に、チャットボックスに質問が来ておりますので、ご紹介したいと思います。最初のご質問は、原若葉先生から法務省の松本さんに対する質問になります。「司法外交の担い手、リソースの確保、人材育成が課題の1つという点に関し、共感すると同時に、リソースとは、法務省内で、検事のつく国際系の職務をふやすイメージなのか、その人材源

として、検事のみならず、日本の法曹全体、あるいは更に広いイメージで臨む必要があるかと思うのですが、いかがでしょうか。司法外交の定義にもどる問題かもしれませんが」とのことです。松本さん、いかがでしょうか。

(松本剛) ご質問の点なのですが、端的に申し上げますと、イエスでありノーであるというところでしょうか。まず、「法務省内での検事をつく国際系の職務を増やすイメージか」というのは、それもイエスはイエスなのですけれども、必ずしも検事に限った話ではございません。その他の職域、検事以外の、例えば矯正あるいは保護、民事もそうですしね、あるいは入管の関係の人。法務省はいろんな職種の人がありますけれども、分野を問わず、そういった人たちの国際的な活躍の場を増やしていかなければいけないと思っていますし、そういう人材が必要ですので、育てたいと思っている。そういう意味では幅広く捉えています。

他方で、例えば、法務省の外に、どこまでその手を伸ばしていくかというのはなかなか難しい問題がありまして、ここからは一気に現実路線の話になりますが、要するに、法務省が予算要求をして財務省から取ってくるお金というものを、どの対象者に広げて人材育成に使うのが正当化されるのかというような話がございます。ですので、本当に一般の、例えば弁護士さんなども含めての人材育成・人材強化というところまで、はたして法務省は所掌できるのか否かというところもございます。現実路線として言うと、我々のプログラムの中には、まだそこまで拡大することができていないというのが正直なところではあります。

ただ、問題意識自体はそのとおりなのですよね。法務省の人間だけが増えても、我々が達成しようと思っていることが十分に達成できるわけではなくて、もちろん、民間の人たち、弁護士さんなども含めての幅広い人材が確保されることが必要だということは当然だと思いますので、ここについては、日弁連さんとか、あるいは他の省庁さんなども含めて、協力関係を作って、皆で底上げしていこうという機運は作っていかなければいけないであろうとは考えています。

(司会) 続きまして、松本梨佳さんに対して質問が来ております。これは弁護士の森永様からのご質問です。「児童労働などの人権侵害を伴う生産過程から出てきた商品を市場で販売することは、ある種の『不正競争』に該当すると考えられなくもないと思うのですが、競争法の観点からこれらを行政処分や罰則で規制していく、あるいはそのような商品を市場から排除していく（もちろん立法措置が必要でしょうが）という考え方は、これまでの

ビジネスと人権の専門家の方々の議論の中で、出てきていますでしょうか。

(松本梨佳) 私は競争法の専門家ではないため、その観点からのご説明ができるかはわかりませんが、先生の問題意識であられる「不正競争」という考え方自体は、実はビジネスと人権の取組の根底にあるものだという風に理解しています。

国連ビジネスと人権指導原則、そして特に欧米において、「level playing field」という言葉がよく使われますけれども、ビジネスのフィールドをならしていく、人権の尊重がなされる地域・なされない地域、なされる状態・なされない状態といったデコボコがないような環境を作り、公正な競争条件を形成していくという考え方があります。この考え方は、不正なものを排除して、正しくビジネスを行っていくものだけがきちんと市場で評価されるべきであるという考え方を内包するものだと思います。

そういった観点からは、先ほどご説明した欧米の立法措置、例えばEUの人権・環境デュー・ディリジェンスの義務化の法律である「企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令」なども、そのような理念も念頭に策定されたものだという風に理解しています。さらに、もっとダイレクトに、強制労働によってつくられた産品が、輸入も含めて市場に出回ることを禁止する法律がアメリカではすでにありますし、EUでももうじき採択される予定と聞いています。これもまた、そのような不正な競争によるビジネスが成立するのを防ぐというような考え方が根底にはあるのではないかと考えています。そういった法規制を日本でも作るべしというのは、明示的に競争法の観点からとは言い切れませんが、日本の専門家の中でも議論があるところです。また、企業による人権尊重を求める市民社会からも、そのような声が上がっております。

ただ、欧米の法律で一点注意しなければならないのが、純粋な正義として不正をただすということももちろんあるのかもしれませんが、やはり、不法者を市場から排除して、ある意味、きちんとやっている自国／域内の企業が正しく競争力を持てるように、自国・域内の企業のためにルール・メイキングをしているという要素も少なからずあるのではないかと考えておまして、普遍的な価値としての人権の話と各国の政策的な目的との折り合いの中で、法律を作っているのではないかと理解しております。

(司会) それでは、チャットボックスのほうにコメントが来ているのですが、一読したところ、これらはディスカッションのトピックに近いご意見かと思いましたが、ここからはディスカッションに移りたいと思います。

まず最初に、原若葉先生から「ACEの松本さんに質問」という風に来ておりますが、どち

らかという報告に対するコメントに近いところかと思いましたので、原先生、もし発言する環境にいらっしゃいましたら、参加者の皆さんに質問・コメントの主意についてご発言いただくことは可能でしょうか。

(原) ACEさんはたいへん気になる活動をされており、特に、ここに書いたとおりですけれども、まさに現地では児童労働が現実としてあって、かつ、それは人権侵害だと評価されるレベルのものであって、そのことに、ACEの皆さんだけでなく、現地の住民の皆さん、それから、関係団体、現地政府がどこまで関与されているか把握しないで申し上げていますが、異論がないからこそ、このプロジェクトが進行しているのだと思うのですね。だとすると、そのようなことはどうしてそう始まったかということに関心があります。というのは、私自身が隣国コートジボワールに2年半ぐらい赴任しており、かつ、私は司法アドバイザーとして司法アクセス改善のミッションも負っていたので、その分野のことももちろん少し視野に入っていました。このような批判が欧米諸国からあるということを一回話題にしたことがあるのですけれども、その時に、司法官（日本でいえば法務省民事局にいらっしゃるような方）から、「そういうことはわかるけれども、この国の現状ということもよく理解してほしい」という風に訴えるような話を聞いて、かつ、コートジボワールというのは、一部は旧マリ王国でして、マリ王国というのは世界最古の人権憲章といわれる憲章を持っているという誇りを持っているので、彼らのプライドとの関係でも、ここはとてもセンシティブなエリアなのだと思った経験があります。その辺りに関心があったということですよ。

(松本梨佳) 私はACEに入ってからまだ間もないというところで、全てを語り尽くすことがまだ難しい立場にあるというのはご承知いただければと思いますが、私の知る範囲では、おっしゃるように、ガーナでは、児童労働が存在するものということを前提に、地域社会でも国家レベルでも対応が進んでいるというのはご指摘のとおりです。

そこに至った過程については、ACEは2009年からガーナの地域・コミュニティで活動を始めましたけれども、スタート時点では政府を巻き込む段階ではなく、あくまでコミュニティレベルでの取組であった。そのときに、そもそも児童労働とは何ぞや、例えばILO（国際労働機関）の定義も含めて、いったい何歳から何歳までが児童で、何歳から何歳までの層が何をやったら児童労働なのか、という基本的な知識が普及していると言い難い状況で、何となく子どもが働いているけれども、これは合法なのか違法なのか、人々が正しく理解ができないというところからスタートした。それを、ACEは地道に、まずは「児童労働とは

何ぞや」、「なぜそれが駄目なのか」、「子どもたちの将来をどう奪ってしまうのか、社会全体にどういうインプリケーションがあるのか」、「それを防ぐためには、何をすれば良いのか」を、各所で一つ一つ議論を重ねながら理解を深めていって今に至っているという風に聞いております。その過程で何度もガーナに出入りする中で、地方行政のレベル、さらに国のレベルと話をする機会に「現場のコミュニティではこうことが起きていますよ」という話を共有して、少しずつ理解を広げていったという風に理解しております。ですので、非常に地道で時間がかかる作業だという風に思っております。

原先生のおっしゃるように、ガーナの政府組織の中にも、「児童労働」というワーディングをできれば避けたいと考える人たちも一部にはいると私は理解しています。現実問題として頭では理解しているけれども、そのワードを使うことで、児童労働があることを国際社会に認めてしまう、そういうメッセージになり得るところに抵抗感を持っているということかと思えます。そういったところとも今後対話を重ねて、解きほぐしていくことが大事だと思っております。

(原) だとすると、やはり、人権侵害レベルの児童労働が存在するということになりますよね。ちなみに、私がコートジボワールの知人から話を聞いたときには、かつての日本における、農家の子どもが田植えや稲刈りの時期には一家総出で手伝うとか、そんなイメージもあるのかなと思っていたのですけれども、少なくともガーナでは、それはもう全く超えてしまっていて、まさに児童労働という感じだと理解してよろしいのでしょうか。

(松本梨佳) まず児童労働について、「児童の権利条約」は、児童とは18歳未満のすべてのものを言うとして定義した上で、児童労働を禁止しています。児童労働の具体的な定義については、ILO条約において国際基準が定められています。ILO条約では、義務教育を妨げる15歳未満の子どもの労働、18歳未満の危険で有害な労働を児童労働としています。裏を返せば、教育の機会を奪わず、子どもの心身を損なう労働でなければ認められるものもあります。例えば、学校にきちんと通い、勉学に支障のない範囲で、短時間、仕事の手伝いをするなどは、児童労働には当たらないし、むしろ子どもの社会性を身に着ける機会と捉えられています。こうした基準は、国際基準に沿って、国内法においてもきちんと規定されています。ただ、法律があることと、それが一人ひとりのレベルできちんと理解されていることは別なので、ACEも活動を通じて、今、目の前で起こっていることは児童労働なのかどうなのかということから、少しずつコミュニティレベルでの理解を深めています。

「この例は児童労働の定義に当てはまりますね。これは子どもにとって影響があるからや

ってはいけません」というのを、一つ一つ事例を示しながら理解を深める対話の中で、これは実は児童労働であると認識されるケースも確認されている、ということです。

(松尾) 今、原さんに良い問題提起をしていただき、松本梨佳さんから、明快な回答をいただきました。同じくカカオの生産における児童労働という問題提起に対して、コートジボワールでは、「欧州人権団体の過剰反応だ」というような、ネガティブな見解もあったということです。この問題は、複眼的視点から、実質を正確に把握する必要があるように思います。

(原) それは政府としての見解ではなくて、たまたま私がそういう話をした相手が、日本でいえば法務省民事局のスタッフぐらいのレベルの方だったということになります。

(松尾) いずれにしても、児童労働の問題は、そもそもそれが正義に関わる問題である、法的に問題とされるべきことであるということについて、国家によってというか、国家の発展段階によって、政府や国民の意識に違いがあることに注意する必要があるようです。厳格な人権概念をもつ国から児童労働が人権問題であるという批判がされるのに対し、同じ人権概念が共有されていない国がどう対応すべきか、それに対し、外国政府、国際機関、NGO がどのような働きかけをすべきかが問われています。ガーナやコートジボワールが、どういう風にこの問題を取り上げようとしているか、問題として意識することのインセンティブがどのようにして湧いてくるかが重要なポイントだと思います。その意味で、ガーナの積極的な取組み、政府の態度がどのように形成されてきたのかをフォローすることも、ヒントになるかも知れません。

今、松本梨佳さんからもその経緯をご紹介いただきましたけれども、実は、この問題については、山下輝年先生からチャットボックスで、「児童労働については、日本も明治時代に学制を導入した際に、農業の重要な（児童）労働力が奪われるとして『一揆』が起きました。そのような意識の日本社会をどう克服してきたかが参考にならないのかなと感じた次第です」とコメントしてくださっています。まさにこの時にも、「児童労働は、国の産業を発展させ、競争力をつけていく、近代化していくためには必要なのだ」という経済開発のプロセスの中で、「でも、これは問題だ」という意識がどのようにして生まれ、問題をどのように克服してきたのかを、日本の歴史の中からも学べる可能性があります。労働力の確保の必要性と人権の配慮への要請との緊張関係は、非常にリアリティの高い問題だと思います。そういう中で、どうやって、これが人権の問題であると意識され、政府として

も正面から対処していくという、そういう態度の変化が出てきたのか、その変化のきっかけ、そのきっかけを作った主体、意識変化のプロセス、制度変化のプロセスが本当に大事なポイントだと思います。

先ほど松本梨佳さんのご紹介の中にあつた、60歳の男性が最後に発言されて、「自分が子どもの頃に児童労働が問題だなんて知らなかった。児童労働が人権侵害に当たるなんて知らなかった」と涙を流して話されたというのは、自分たちの身に置き換えて想像しても理解可能なリアリティのある状況です。日本人にとってもかつて類似の状況があつたことは十分に考えられます。今と違いがあるとすれば、国民の意識や政府の認識に変化があつて、それが広く社会に浸透したということがあるのでしょうか。ガーナの場合、政府の態度が変わっていった理由の背景にあつたのは何なのか、松本さんから、もう少しその点についてお感じになっていることがあれば補足いただければと思います。

(松本梨佳) 長くガーナ政府への働きかけをやってきたのは団体の創業者を中心としたメンバーであるため、長い協力関係の中でのガーナ政府の考え方の変遷については別にお話する機会があればと思いますが、私が理解するものの一つとしては、国際社会との関係というのもあると思います。ガーナは、児童の権利条約を世界で最初に批准し、早々に子どもに関する法律を制定しました。アフリカの中でもいち早く児童労働に取り組んでいるのだという態度を形で外部に示すことが国益にもなるというような理解は根底にあるのではと思います。先ほども触れたように、現在、例えばEUでは企業にサプライチェーンも含む人権デュー・ディリジェンスを義務化する法律が制定され、また児童労働のものも含む強制労働等の製品が域内で流通することを禁じる規則も近く採択される予定であり、なおさら、国として対応していかなければ国際的な信用や市場を失うというような国際環境があります。国として児童労働に対応していくプロセスの中で、まずコミュニティの意識や仕組みを変えていく必要がある、というような考え方は前提にあると思っています。

(松尾) ガーナ政府に対するNGOの長期にわたる働きかけがあつたという点が注目すべき重要な点ですね。また、ここでは先ほど小畑先生がコメントで指摘された、日本の法整備支援は価値中立的にやってきたというけれども、実は価値中立的ではありません、異なる価値とつねに緊張関係に立ってきたことにも目を向ける必要があるでしょう。現在の児童労働が人権問題になっているのだという主張が現れたときに、それを人権問題とは考えない、あるいは法的問題とは捉えない見方とどういう風に調整していくのか、制度変化を引き起こす主体の継続的な働きかけが根本的な問題です。しかし、「変わりうるのだ」という

例が示された意義は非常に大きかったと思います。

それから、先ほどの森永さんの質問に対する回答もいただきましたが、松本梨佳さんのご報告の中で提起された児童労働の問題を法整備支援の問題として捉えたときに、どういう風に具体化できるかという観点から見ると、競争法整備への協力の余地があるのかという点でも新しい視点を提供していただいたと思います。

それから、チャットボックスの方に、山下輝年先生から、「ブレイズ・パスカル（仏哲学者）の名言に『正義なき力は圧政、力なき正義は無能』というのがあります。この『力』を、生身の力＝暴力・権力とするのか、法的なもの（法の支配・人権尊重・民主主義）とするのかに尽きます。プーチンのモンゴル訪問は、ICC よりも自分に『力』があることを誇示したことになると考えます。国際社会の一致団結がなければ、ナマの力が横行すると危惧しております」というコメントがありました。これは、「プーチンがモンゴルを訪問したことに対して、ICC の加盟国なので、本当は逮捕しなければいけないのだ」ということを先ほど川西さんのプレゼンの中でご紹介いただきましたけれども、小畑先生のコメントでは、「そういう問題もある一方、モンゴルはロシアからの戦争忌避者なども受け入れているので、究極的には戦争を回避するという観点からの判断もあり得るのだ」ということでコメントをいただいたところですが、さらに、それに対して山下先生から、「それは力の誇示という問題なので、国際社会は一致団結して逮捕しなければいけないのではないか」というコメントをいただきました。この問題もまさに本日のトピックに深く関わる、議論すべきポイントです。川西さんから何かご発言がありますでしょうか。

（川西） 私は今ちょうどハーグにおりまして、たまたま ICC の関係している方ともお話しする機会があったのですが、締約国として当然義務を果たしてほしいというところもあるのですが、では、今回のようにやってくれなかったときにはたして何ができるのかというと、実際のところはほぼ何もないのが現状だということで、内部的には、「制裁とかしたほうがよいのではないか」等、いろいろ議論はあるようなのですが、モンゴルに「やってください」としか言えないというようなところがある。

当然、法に従って、締約国は ICC の義務に従ってやっていただきたいというところはあるのですが、他方、私の報告にもありましたけれども、もともと各国の地政学的状況とか置かれたポジションが違うというところがまず前提にあって、その先にある話だと思います。モンゴルの場合は、皆さんご存じのとおり、中国とロシアに挟まれていて、そこを経由しないと外に出られないという中で、なかなか苦しい立場だったのではないかと。といっても、ロシアとバチバチけんかするわけにもいかないというところもあるので、なかなか

難しい舵取りもあるのではないかという風に思います。

今回はモンゴルが露呈しましたけれども、同じような地政学的・政治的条件にある他の国について、その意味では、ウクライナも同じように難しいポジションにあるところを、同じ価値観を共有する国々がどうやって連携していくのか。モンゴルに関して、アメリカと日本とパートナーシップの形で上げていくという話もありますが、そういったところの連携というのが今後も問題になっていくのではないかと考えております。

(松尾) まさに、モンゴルの置かれた状況というのは考慮しなければいけないことで、それを踏まえた上での問題だと思えます。山下先生からも、「そういうモンゴルの状況をしっかり認識することは当然重要だ」という追加のコメントをいただいております。その上で、モンゴル単独ではなく、国際社会としてどのように協力し、対応していくかということが重要で、川西さんのお話の主眼もそこにあるのだと思えます。そういう問題に対して、「法は無力ではないか」という残念なイメージが広がっている中で、「いや、そうではないのだ」ということを皆で示していくことが、国際的な人権侵害に対しても対処する手立てですし、私たちがこの問題に関心を持っていくための1つの大きなきっかけになると思えます。現状を踏まえつつも、どこまで法の力を発揮していけるのかということも皆で考えていくことが本当に大事な点です。

それから、チャットボックスのご質問の中に、名古屋大学の趙さんからの質問があります。これも、趙さんがいらっしゃったら説明をいただいて、松本剛さんや川西さんにお答えいただければと思います。

(趙) 例えば、発展独裁を是とする国家に対して、そういう国を民主国家にするほうが日本の国益にとってはよいと思えます。逆に、中国やロシアから見れば、そういった国を発展独裁国家のままにしたほうがよいと思えます。これは一種の競争関係になって、しかも国家の安全に関わることなのですが、それに対して、現在の日本では、法整備支援は基本的には法務省や外務省の方が担当していますが、防衛省の役割等がありますか。

(松尾) 趙さんの問題提起の中で、「法務省や外務省は、『防衛省』と、『日本の国家安全保障を確保するための』法整備支援の展開について業務提携をしていますか／予定がありますか？」ということなのですが、これは、法分野としては、安全保障に関わるでしょうか。

(趙) 国家安全保障というのはかなり広い意味での安全保障なので、例えば、独裁国家を民主国家にするのも一種の安全保障と考えられると思います。

(松本剛) では、最初に法務省の立場から、私からお答えします。ショートアンサーとして言うと、ノーになります。現在、法務省が防衛省などと共に国家安全保障 (national security) という文脈の中で業務提携しているとか、そういうことをする予定があるというものではありません。ここはたしかに難しいというか、歴史を振り返って、後世から見て、これはどういう風に位置づけられるのか、という分析でどういう風に見られるかはわかりませんが、少なくとも現時点での法務省としては、この法制度整備支援の活動というのは、先ほど小畑先生からあったとおり、価値中立的な、先方の国のニーズに従って、押しつけるのではなくて寄り添う形でやっていくのだというスタンスです。ずっとやってきていましたし、今、司法外交の取組の中の中核だと言っていることと一見矛盾しているようではありますが、現時点でもそのスタンスを変えているつもりはありません。ですので、今はちょっと極端な例を出されたのだと思うのですが、とある国の政体を変えるために活動するとか、そういう目的意識を持ってやっているものではない。あくまでも先方の国のニーズに沿った形で、法制度整備支援というのは進めていることになります。

他方で、例えば政治レベル・政務レベルでの友好関係を築くというときに、もちろん、同じような価値観を持った、同じ価値を共有できる国々が増えていくというのが、全体としての日本の国益に沿うということは、そこは間違いのないところです。そこは別に矛盾しないので両立しているという風に、我々としては認識しています。

(川西) なかなか難しい話ですが、私の報告の中でも述べましたが、外務省はそれぞれの分野において各省庁と連携しているところでありますので、安全保障に関しては当然防衛省と連携しながら、政策立案や施策の実施等を行っているところです。国の政体を変える・変えないというのは、そういう政策というのは具体的に有しているものではないので、理念として普遍的価値というのを広めていくことは当然やっておりますけれども、結局、その国の政体というのはその国の国民の方が一義的には判断するところかなと思いますので、引き続き普遍的な価値の共有というのを進めていこうというのが基本的なスタンスかなと思います。

(松尾) まさに国家を超えて介入することが正当化されるかということについてのギリギリの限界線が「人権侵害が存在する」ということになると思うのですが、それを根拠に

して様々な形で介入することが可能か。それに関わるご質問を趙さんからしていただいたのだと思いますが、今お答えいただいたところでよろしいでしょうか。

趙さんからはもう一つ、小畑先生に質問をされていますけれども、「日本にとって、価値中立な法整備支援は果たして許されますか？ 例えば、発展独裁 (development autocracy) を国是としている国に対して、発展に関する法整備のみをし、民主に対する法整備をしないことは、民主国家として許されますか？」と。これも難しい問題ですね。小畑先生、いかがでしょうか。

(小畑) これは非常にクリティカルな、具体的な問題ですけれども、私自身は、論理的には、価値中立的な法協力というのはないという風に思っているのです。ですから、価値選択をしないといけないという風に思っているわけです。それで、価値選択をするときの基準は何かというと、何が普遍的に認められている価値なのか、しかも、その普遍的に認められている価値の中で、どの部分がコアであって、どの部分がコアではないのかということを中心に考えないといけないということだと思うのです。ですから、「人権」と単純に言われますけれども、私が考えるのは、EU・ヨーロッパが推進している人権ではなくて、国連が言っている人権というもので、その中のコアの部分に毀損している場合には、そういう政府とは、法協力の分野に限っても、連携できないのではないかとというのが私の考え方です。これは、少なくとも政府間協力については、はっきりそういうように言ったほうがよいと私自身は思っています。

ただ、そういうことと、政府間関係を持たないということは、話は別で、政府間関係を持ちながらも、政府間の協力の原則として、私が言うときの重大人権侵害、重大で組織的な人権侵害をしている国に対しては、政府間の法協力はしないということが許されるのではないかと、むしろ、そういう原則を立てるべきではないかと私は思っています。

(松尾) 「経済成長のみ支援して、民主化の問題には目をつむるのか」という問題提起ですけれども、大きな論点ですね。山下先生からも、チャットボックスに、「日本の法整備支援は、自国の法制度・法的主張の拡散（押し付け）を直接の目的とはしていません。対象国の社会・歴史・法文化を踏まえて、西洋法の継受をしてきた経験に基づいて、種々の選択肢を示しつつ、その根底にある法の支配・民主主義・人権尊重の考え方が浸透していくような協力と理解しています。もちろん、どの法分野から入るとか、切り口は色々あるかとは思いますが」という追加コメントをいただいております。

あっという間に予定の時間を過ぎてしまいました。本日は、「法的外交」ということを切り口に、非常に密度の濃いプレゼンをいただき、それに対する小畑先生のコメントを得て、法整備支援のあり方をめぐる根本問題を深めるための重要なご指摘をいただきました。あえて異なる立場から議論を展開していただいた点は、私たちの視野を広げ、議論を前進させることに通じていると思われまます。今日いただいたご質問のうち、これから日本が、外国で起こっている児童労働の問題等、様々な制度改革の余地がある問題に対して、どこまで、どういう風にコミットしてゆくべきなのか、それが、日本を含めて、支援国の国益とどういう風に関わっているのかということについては、さらに議論を深めることが必要で、そのためのヒントをいただいたと思います。いかがでしたでしょうか。今日のプレゼンとディスカッションを通じて、日本の問題と国外で起こっている問題が非常に密接に結びついているのだという印象を、少しでも参加者の皆さんに共有していただけたら何より嬉しく思います。そして、問題解決に対する手段として、法にはどういう力があるのでしょうか。限界もあるということもご指摘いただきましたけれども、しかし、それを踏まえて、それをどうやって突破していけるのか、法整備支援にはそのためにどういう意義があるのかということ、ぜひ考えていただきたいです。そのための非常に良い問題提起をいただいたと思います。

それでは、ディスカッションの部は以上で閉じさせていただきたいと思います。熱心なご参加をありがとうございました。

(司会) それでは、これにてディスカッションを終了いたします。活発な議論へのご参加、ありがとうございました。最後に、閉会の挨拶を、法務省法務総合研究所国際協力部副部長、野瀬憲範様より頂戴いたします。

## V 閉会挨拶

### 野瀬 憲範（法務省法務総合研究所国際協力部副部長）

本日は、法整備支援シンポジウムにご参加いただきまして、皆様ありがとうございました。今ご紹介にあずかりました、法務総合研究所国際協力部（ICD）の副部長の野瀬です。共催者である ICD を代表して、僭越ではありますが、閉会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

今回のテーマは「『法的外交』の展開と法整備支援の意義・可能性・課題」でした。松本剛課長、外務省の川西さん、ACE の松本梨佳さんに、それぞれご発表いただきました。

松本課長からは、司法外交の背景、目的、特徴等についてご説明いただきました。従前、法整備支援を国益と絡めて発言することが難しい時期もありましたが、今日のご説明では、司法インフラですとか投資環境整備の文脈でも法制度整備支援が捉えられているということが改めてわかり、そういう意味では隔世の感がありますし、こうした考え方についても日々、ウォッチしていく必要があると改めて思いました。これに対して、小畑先生から、「司法外交と法整備支援の緊張関係について再考する必要があるのではないか」というコメントもございました。

続きまして、外務省の川西さんからは、ウクライナの状況についてご説明がありました。私が所属しております国際協力部（ICD）は法務省における二国間法整備支援を担当しており、本年（2024年）の12月6日にJICAと共催で法整備支援連絡会を開きますが、そこにウクライナの司法副大臣等をお呼びして、これをキックオフにして、ウクライナとの法分野における関係を促進していきたいと考えております。ただ、日本だけでウクライナとうまくいくのかということところは未知数でして、来年（2025年）前半、EU議長国であるポーランドなども絡めて、うまく協力ができないかということ等についてまだ検討している状況でございます。

続きまして、ACEの松本梨佳さんからは、ガーナにおける児童労働を例に、コミュニティレベルでの仕組み作り等の具体例も交えて紹介していただきました。企業の「やらないエクスキューズ」とサプライチェーンについてもご示唆を頂きました。ICDは、ASEAN等からの留学生に、「ビジネスと人権」をテーマに、本年度、約1週間の研修を行いました。サプライチェーンの問題とは少し違うのですが、過去に日本国内で起こった公害問題等にテーマを当てて、つまり、当時企業に求められていた法的義務と、その結果生じてしまった悲惨な結果について考えていただくというコンセプトで行いました。今後も、松本さんから紹介があったようなNGOの活動についてもウォッチしつつ、研修をより良いものとしていきたいという風に改めて思いました。また、本シンポジウムの共催機関であります公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）は、2年後の財団設立30周年に向けて、「ビジネスと人権」に関連した取組、具体的には、有意義なイベント等ができないかということを企画されていると聞いています。それについては、法務省の国際課やICDも協力しているということを紹介させていただきます。

本日のテーマは、法整備支援に従事する我々が、支援や協力の現場、特に、「どこを対象として、どのような支援や協力をするのか」という日常的に直面する問題、課題の根本に関わるものでございまして、三人の先生方および小畑先生、あるいは参加された皆様から、有益なご示唆や問題提起をご提供いただいたものと考えております。「法の支配か、日本の

国益か」という二項対立で捉えられがちなところもありますが、この点については、小畑先生から法整備支援の総括の必要性について言及がございました。「一つの価値を押し進めるために他の価値を破壊してはならない」という示唆や、何がコアな価値なのか、普遍的な価値なのかを追求するとともに、人材育成が非常に重要なのだということを改めて思い致しました。また、ややもすると「法の支配」という言葉を使って、政策を説明して押し進めていきがちですが、法の支配はマジックワードでもあります。「法の支配は所与のものではなくて、legal entrepreneur の国際戦略に基づく政治プロセスである」という松尾先生のプレゼンにも思いを致して、そのアクターである我々は常に「なぜ、何を、どのようにしなければならないか」ということに立ち返る必要があると改めて思いました。

最後に、休日の午後のお時間にご参加いただきました皆様、本シンポジウム開催にあたりご尽力いただきました慶應義塾大学大学院法務研究科・グローバル法研究所の皆様、共催機関としてご協力いただきました公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）の皆様、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター（CALE）の皆様に、改めて御礼申し上げますとともに、結びの挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

（司会） 野瀬様、ありがとうございました。これを持ちまして、本日のプログラムを終了させていただきます。本日はお忙しい中、ご参加いただきありがとうございました。

以上

公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-5 赤坂アビタシオンビル

TEL : (03)3505-0525 FAX : (03)3505-0833

E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当 : 東